助成申請書

申請日　2024年　4月　12日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構　　殿

申請団体の住所　大阪府大阪市西区江戸堀1-22-17 江戸堀イーストビル6F
申請団体の名称　リタワークス株式会社
代表者の氏名　塚本 誠・中川 雄太
法人番号　1120001131112

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記４に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１．申請団体の名称：　リタワークス株式会社

２．申請団体の住所：　大阪府大阪市西区江戸堀1-22-17 江戸堀イーストビル6F

３．資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地：　大阪府大阪市西区江戸堀1-22-17 江戸堀イーストビル6F

４．申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（１）～（４））の事項等
（１）欠格事由について
（２）公正な事業実施について
（３）規程類の後日提出について
（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）
（４）情報公開について（情報公開同意書）

５．当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※４	※４	※４

※記入上の注意点
1　印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
2　法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載してください。
3　住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体等としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
4　上記５については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

（別紙）

１ 欠格事由について

当団体は、次の１から４のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）第 17 条第３項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの

（１）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

（２）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

（３）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。（５）において同じ。）

（５）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体

2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体

3. 指定活用団体の指定、資金分配団体等の選定若しくは実行団体・支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から３年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から３年を経過しない団体

4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体

（１）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

（２）この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

※注意点
上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

２ 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体等としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体等に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

（１） 各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないこと（監事についても同様)。

（２） 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないこと(監事についても同様)。

2. 当団体は、資金分配団体等に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。

3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

> ※注意点
> 資金分配団体等に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

３ 規程類の後日提出について （※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）

当団体は、資金分配団体等としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

４ 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体等としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

情報公開同意書添付資料　※「情報公開同意書」同意前に必ずお読みください

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

1　申請事業分類　＊「資金分配団体の公募」通常枠のみ
2　事業名 主題
3　事業名 副題
4　団体名
5　事業対象地域
6　代表者名
7　所在地
8　社会課題
9　事業の概要
10　事業期間
11　決定助成額または申請助成額
12　審査コメント
13　助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」）　※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について申請時に登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。
申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報※1がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。
非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

○：公開対象

申請時提出書類	「資金分配団体」の公募		「活動支援団体」の公募
	通常枠	緊急枠	
1　助成申請書	○		
2　事業計画書	○		
3　資金計画書等	○		
4　団体情報	○		
5　役員名簿	○		
6　規程類必須項目確認書（規程類確認書）	○		
7　定款	○		
8　規程類	○		○
9　登記事項証明書（全部事項証明書）	○		○
10 事業報告書（過去３年分）	○		○
11 決算報告書類（過去３年分）	○※2	○※3	― ※2
12 事前評価結果			○
13 安全管理・危機管理実施体制表	○※4		
以上に加え、コンソーシアムで申請の場合			
・ コンソーシアムの実施体制表	○		
・ コンソーシアムに関する誓約書	○		
・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての申請書類	上記取扱いに準じる		

※１ 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。
※２ 「資金分配団体の公募」通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業、「活動支援団体の公募」については、「決算報告書類（過去３年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。
※３ 前年度分のみとなります。
※４ 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

以上

休眠預金活用事業　事業計画書 【2023年度 活動支援団体】

必須入力セル	申請時入力不要
任意入力セル	

基本情報

申請団体		活動支援団体		
活動支援団体	事業名（主）	実行団体が担う休眠預金事業のアウトカム創出に必要な広報・ファンドレイジング力定着支援		
	事業名（副）			
	団体名	リタワークス株式会社	コンソーシアムの有無	なし
支援対象区分		②民間公益活動の担い手育成		
支援内容分野1		C広報・ファンドレイジング		
支援内容分野2				
支援内容分野3				
支援内容分野4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

	領域／分野
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
○	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
○	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
○	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
○	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
○	④ 働くことが困難な人への支援
○	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
○	⑥女性の経済的自立への支援
○	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
○	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
○	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
○	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明

Ⅰ.団体概要

(1)設立目的・理念　190/200字

当社は「利他の思いと行動で、世界をより良くする」を理念に掲げ、病院・NPO領域において社会に新しい価値を創造する会社です。2030年までにあらゆるソーシャルビジネスに挑戦し、社会課題の解決を通じて明るい日本社会の実現に貢献します。
◆理念
利他の思いと行動で、世界をより良くする
◆2030年ビジョン
あらゆるソーシャルビジネスに挑戦し、「明日が良くなる」を実感できる社会をつくる

(2)団体の主な活動　192/200字

・2008年設立、創業16年目のIT企業で社員55名体制（管理部門6名体制）
・病院、NPOに特化した自社サービスの開発からマーケティングまで事業運営
・病院約600、NPO200以上のサービス提供実績を有する
・ソーシャルビジネスの事業開発から資金調達まで実践。アドバイザリー可能
・自社独自の助成プログラム「SOCIALSHIP」を2016年から8年連続で実施、過去312団体申請

Ⅱ.事業概要

資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です

実施時期	(開始)	2024/8/1	(終了)	2025/7/31	対象地域	全国

事業概要　611/800字

弊社は、実行団体が担う休眠預金事業の短期アウトカム創出に必要となる広報活動支援および、持続可能なファンドレイジング体制の構築支援事業を行います。
実行団体は助成期間終了後の資金調達方法等を含む出口戦略について、事業開始時点から検討しておく必要があるとされています。しかし、寄付募集をはじめとするファンドレイジングの専門性を資金分配団体、実行団体ともに持たない場合は有効な戦略がないまま助成期間が終了してしまい、その後の事業継続に問題が生じる可能性があります。
弊社では2016年以降NPO領域に特化し、ファンドレイジングや団体広報に効果的なホームページ制作サービスの提供やファンドレイジング強化のための独自助成プログラムの提供を継続してきました。また、それらの事業で得たノウハウを活用し、2022年には休眠預金活用事業の実行団体に対してファンドレイジング伴走支援業務を受託し、7団体及びそのPOに向けてセミナー及び伴走支援を実施しました。その中で、広報・ファンドレイジング面での専門人材、経験・ノウハウ、戦略の不足が多くの団体で共通した課題になっていることに気づきました。

本事業では、これらの課題を解決するために弊社の専門性を活用し、休眠預金活用事業の実行団体が助成期間終了後も計画的且つ戦略的に広報・ファンドレイジングに取り組む体制構築を支援することで、目標とするアウトカムの創出につながる未来の実現を目指します。

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)支援対象として想定している団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景 902/1000字

本事業が対象とする団体が抱える課題は以下が挙げられます。
・広報の専門人材がおらず、頼ることができる専門家もいないため自己流で運用し、最終的には頓挫してしまう
　└専門人材がおらず、専門性ある支援を受けられずに施策が先行することで効果が出ず、その結果分析もできないため「やっても無駄」が定着し施策が停滞しアウトカムが制限される結果につながる。
・広報制作物を目的なく外注することで効果が発揮されない
　└広報物が必要だという考えが先行し、業界やファンドレイジングに理解のない業者に制作を外注することで、効果的な広報に繋げられず費用対効果が挙げられない状況が発生する。
・自立した資金調達ができず、助成金に依存した事業体制になることで持続可能性が損なわれる
　└民間公益事業は助成期間終了後は自己資金により運営され、アウトカムを創出すべきであるが、助成期間中にファンドレイジングの戦略・計画・体制が構築できずに公的資金に依存した財務体制になってしまう。
・組織内での教育体制が整っていない
　└広報・ファンドレイジングともに組織として人材育成をする仕組みが整っていないため、助成期間終了後に非資金的支援の終了とともに外部の支援もなくなり教育が頓挫してしまうことで団体内に専門人材が生まれない。
・資金分配団体の非資金的支援のみでは広報・ファンドレイジング強化に限界がある
　└資金分配団体も広報・ファンドレイジングの専門家ではないため、助成期間のみでこれらの専門性高い支援を受けることができない。その結果、計画として広報・ファンドレイジングの強化を掲げていても実際には達成できていない状況となり助成期間終了後に自立した資金調達ができない状況につながる。
・助成期間の終盤に駆け込みで対策を行うので効果が発揮できない
　└広報・ファンドレイジングの強化は計画としても2年目以降とすることが多く、3年目となっては事業運営の傍ら並行して広報・ファンドレイジング強化に取り組むことになるので手元業務が重なりアウトカムに繋げられない。余裕を持って1~2年目の早いうちから取り組むことで効果を最大化することにつながる。

(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況 309/400字

現在、資金分配団体ではファンドレイジングのみの支援を外部講師を招いて実施する機会や、広報のみを同様の方法で学ぶ機会を作っていることはあるが、伴走支援までには至っていない。
その他の中間支援組織も含めて、広報・ファンドレイジングは単なる一つの取り組みに過ぎず、多様なニーズに応えることができる状況にはない。その他、プロボノ人材のマッチング支援などもあるが、プロボノ活動が本業との兼ね合いで業務進捗が思うように進まないこともある。

本事業では、弊社がこれまで事業としてNPOに届けてきた広報・ファンドレイジングともに専門性の高い伴走支援を届けることができる仕組みであるため、従来の支援とは内容が異なり必要であると言える。

(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 253/400字

本事業を実施する意義
・実行団体が自己資金により依頼することの難しい基盤強化の伴走支援を専門ノウハウのある当社へ依頼できること
・実行団体を対象に事業を実施することにより休眠預金活用事業の社会的インパクトの最大化に貢献することができる
・資金分配団体のみでは支援が難しい非資金的支援を本事業により担うことができる、担うことで資金分配団体が事業開発支援により一層注力することができる
・休眠預金活用事業の助成期間中に実施することで実行団体が助成期間終了後のアウトカム創出を達成できる可能性を高めることができる

Ⅳ.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体数	5団体

(2)-1 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、活動地域・分野・内容 241/400字

活動地域：全国
活動分野：あらゆる社会課題
内容：特に指定なし

【支援対象団体イメージ】
①沖縄で貧困家庭支援を行う正規・非正規10名程度のNPO法人
└地域に根ざした活動であり、地域では名前が知られれている
②北海道で環境保全に取り組む30名規模の公益法人
└環境保全活動であり、業界人は認知があるが地域や社会からの寄付による支援が少ない
③福岡県の女性活躍支援に取り組む職員10名未満NPO法人
└福岡県内のシングルマザーに対して就労支援をはじめとする貧困対策支援を届けている

(2)-2 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、組織形態・規模 130/400字

・法人格：認定／認証NPO法人、公益・一般法人をはじめとする非営利法人
※法人格のない任意団体は対象として想定していません。
・支援対象：休眠預金活用事業の実行団体
・年間予算：1,000～5,000万円程度
・人員体制：常勤職員2名以上、非常勤含め5名以上

(3)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム） 153/200字

活動支援から3年後、休眠預金活用事業の助成期間も満了した後、広報・ファンドレイジングの戦略を毎年見直し、計画的に運用し続けることで寄付をはじめとする自己資金を目標の80%以上獲得できるようになっており、事業の中で掲げていたロジックモデルにおける中長期アウトカムが拡大されていると評価できる状態になっている。

(4)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的） 87/100字

活動支援プログラムの目的	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態 100字	目標値/目標状態（目標達成時期） 100字
実行団体が、適切な広報活動により取り組む課題や団体の活動について社会的認知を向上し、ファンドレイジング力の向上により財務基盤を強化することで事業におけるアウトカムを拡大する。	・戦略及び目標は団体の現状や事業の目的と整合性が取れているか ・戦略・計画が実施できる体制になっているか ・目標に掲げた資金調達額を達成しているか	・広報・ファンドレイジング計画がない ・計画の運営体制がない ・寄付金額が目標に対して少ない		・事業の目標を達成するための広報・ファンドレイジング戦略・計画立案ができている ・計画を運営するチームが組成されている ・目標に掲げた寄付額の80%が達成できている。

(4)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）

短期アウトカム 100字	指標 100字	モニタリング	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態 100字	目標値/目標状態（目標達成時期） 100字
01 実行団体が取り組む休眠預金事業に対して実現可能な広報戦略及び広報計画を策定し、継続して実行できている状態。	・広報の目標数値が明確か ・適切な戦略・計画が示されているか ・計画には団体リソースが反映されているか	ー	・目標数値が設定されていない ・広報における戦略・計画が立てられていない ・団体の実行能力と戦略・計画のバランスがとれていない		・事業予算に対して適切に目標数値を設定することができている（2026年4月） ・年に一度適切な広報戦略を立案することができている（2026年4月） ・団体内のリソースで実行できる広報戦略である（2025年8月）
02 実行団体が行動計画実施に向けて求められる広報力を習得し、効果的な広報ツールを持つことで広報活動の効果が定量的に発揮できている状態。	・計画した目標の達成率 ・広報に活用できるチラシやWEBページなどのツールを持っているか ・団体内で広報施策が簡潔しているか	○	・計画がなく目標の確認もできていない ・目標に対して適切な広報ツールを持っていない ・広報はそもそもできていない		・計画を履行した結果目標が80%以上達成できている（2026年4月） ・計画の中で必要な広報ツールが用意できている（2025年8月） ・団体内のスタッフが広報活動すべてを担っている（2025年8月）
03 実行団体が取り組む休眠預金事業終了後も事業が持続可能なファンドレイジング戦略を策定し、それに沿った行動計画が策定できている状態	・事業に必要な予算に対して適切なファンドレイジング目標を設定できているか ・団体にリソースに適したファンドレイジング戦略がたてられているか ・1年間通じて適切なファンドレイジング計画はたてれているか	ー	・ファンドリレイジングの目標がない ・ファンドレイジング計画がない ・ファドレイジング戦略がない		・事業予算の一定割合を寄付をはじめとする自己資金で実施する計画に基づきファンドレイジング目標が設定されている。（2026年4月） ・目標に対して団体のリソースに無理のない戦略を立てられている（2026年4月） ・1年間を通じて実施施策が明確なファンドレイジング計画が立てられている。（2026年4月）
04 実行団体が行動計画に求められるファンドレイジング力を習得できている状態	・ファンドレイジング力習得に必要な研修を5回以上受けられているか ・講習で受けた内容を履行できるほど習得できているか	○	・ファンドレイジングについて学んでいない		・講座・研修で学んだ内容を活かして行動計画を80%以上実行できている（2027年3月）
05 実行団体の計画に沿ったファンドレイジング活動が具体的な資金獲得につながっている状態	・行動計画に基づいて実施したファンドレイジング施策により目標に対して獲得できた寄付金額の達成率	ー	・寄付をはじめとする自己資金調達が目標にいたっていない		・ファンドレイジングの結果目標に対して80%の寄付金獲得を達成している（2027年3月）

(4)-3 アウトプット（活動の実施により生み出された結果） 100字	指標 100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態 100字	事後評価時の値/状態 100字
01-01　広報戦略	・年間の広報戦略が資料にまとまっているか ・広報戦略が担当者と理事メンバーに共有されているか	ー		・年間広報戦略が資料にまとめられている ・年間広報戦略が担当者、理事メンバーに共有されており共通認識として持っている。
01-02　広報の行動計画	・広報戦略が計画に反映されているか ・年間計画を4半期ごとに分けられているか ・振り返り可能な指標があるか	○		・広報戦略を踏襲した計画が策定されている ・年間計画が4半期ごとに分けて計画されている ・振り返り可能な指標が4半期毎に設定されている
01-03　広報の進捗会議	・継続的に広報会議を実施しているか ・会議前にアジェンダが共有されているか ・議事録が共有されているか	○		・隔週で定例会議が開催されている ・会議前にアジェンダが参加者へ共有されている ・会議の議事録が1両日内に共有されている
02-01　必要な能力獲得に向けた研修受講	・合計5回以上の研修受講ができているか	○		・必要な研修を5回以上受講し、受講内容をレポートとして提出している
02-02　広報ツール	・必要な広報ツールを1点以上獲得できているか	○		・広報戦略の中で必要になった広報ツールが制作できている
03-01　ファンドレイジング戦略	・適切なファンドレイジングの目標を立案できているか ・目標に対して戦略が立案できているか	ー		・1年のファンドレイジング戦略が立てられている ・目標に対して適切な戦略が立案できている
03-02　ファンドレイジングの行動計画	・戦略を実行するための計画が立てられているか	ー		・ファンドレイジング施策が明確になっている ・年間計画が4半期ごとに分けて計画されている
04-01　必要な能力獲得に向けた研修受講	・合計3回以上の研修を受講している			・必要な研修を3回以上受講し、受講内容をレポートとして提出している
05-01　ファンレイジングの進捗会議	"・継続的にファンドレイジング会議を実施しているか ・会議前にアジェンダが共有されているか ・議事録が共有されているか			"・毎月1度定例会議が開催されている ・会議前にアジェンダが参加者へ共有されている ・会議の議事録が1両日内に共有されている"☒

(4)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか） 200字	時期・期間
01-01-01、03-02-01 戦略、行動計画策定ワークショップの実施 広報・ファンドレイジングの戦略・行動計画策定のための研修及び研修内容を踏襲したワークショップを実施し、伴走期間中の目標・戦略・計画を作成する。	2024年8月～10月 3時間×4回
"01-03-01、05-01-01 会議運営伴走支援 広報・ファンドレイジングを戦略・計画に基づいて実施するための進捗確認会議の開催支援として、毎月1度の会議に参加し、アジェンダ設定、ファシリテーション、議事録、意見出し、スケジュール設定をサポートする。	2024年8月～2025年7月 1時間×12回
"02-01-01、04-01-01 計画実施に必要なスキルアセスメントの実施 広報・ファンドレイジングの計画に対して査定を行い、現在の団体に不足しているノウハウや専門性を特定し、個別の伴走支援プログラムを設計する。	2024年11月 3時間
04-01-02 ファンドレイジングコンセプトワーク ファンドレイジング戦略の中で設定した目標やターゲットに対して訴求するメッセージやデザインの方向性を軸として定めるためのコンセプトを策定するためのコンセプトワークを実施する。	2024年12月～2025年1月 3時間×2回
02-02-01 WEBサイト伴走支援 オンライン広報で活用する団体のWEBサイトの改善案作成やサイトコンセプト策定、デザイン制作など計画実施上必要な支援を実施する。	2025年2月以降 64~300時間
02-02-02 SNSアカウント立ち上げ、投稿支援 団体の戦略に適切なSNSの種別を選択し、アカウント設立及びプロフィール作成を実施する。そのうえで計画に基づき定期的な投稿を支援する。必要であればサムネイル画像の作成なども支援として実施する。	2025年2月以降 16時間×6ヶ月
02-02-03 プレスリリースフォーマット作成支援 休眠預金事業をはじめとする公式発信を行う際の効果を最大化するためのプレスリリース配信の基本フォーマットを作成する。	2025年2月 6時間
02-02-04 チラシテンプレートデザイン作成支援 広報・ファンドレイジング計画で活用する寄付募集チラシのデザインフォーマットを制作する。また、フォーマットとなるものを団体が今後編集して活用し続けられるようにNPOなら無料で活用できるデザインツールCANVAの利用講習を実施する。	2025年3月 セミナー　3時間×2回 デザインテンプレート作成　32時間
04-01-01 ビジョン、ミッション作成ワークショップ 団体が広報・ファンドレイジングの中で言葉づくりの軸とするビジョン・ミッションの言葉をブラッシュアップするために団体設立からの振り返りワークやSWOT分析を活用した自団体分析及びビジョン・ミッションの表現ブラッシュアップワークを伴走支援する。	2025年1月～2月 3時間×3回
04-01-02 団体広報ワード設計ワークショップ ビジョン・ミッションを基に広報の中で使うワーディングのルール設計やキャッチコピーのライティングなどをプレストからブラッシュアップするワークショップを実施する。	2025年3月 2時間×2回
04-01-03 情報管理体制構築支援 ファンドレイジングにおいて、集まった寄付者の情報管理やその他のステークホルダーを含めた管理を行うツールや体制の整理に伴走支援する。	2024年11月 48時間

(4)-5 インプット	
人材	合計：10人 （事業責任者　1人、広報担当/ファンドレイザー　2名、アシスタント　2名、技術担当　3名、総務経理担当　1名）　外部1名（評価アドバイザー　1名）
資機材	なし

Ⅴ.支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫 150/200字
告知手段 ・リタワークス株式会社公式サイトでの告知 ・申込みフォームを上記サイトに設置 ・SNS（Facebook、X）で告知 ・PRTIMESのプレスリリースにて告知 ・独自で調査した実行団体の連絡先に対してメールマガジン送付 ・資金分配団体向けにメールマガジン送付 ・JANPIA経由での告知依頼
(2) 支援対象団体が抱える課題の検証方法（組織診断方法等） 239/1000字
基本的には支援対象団体との対話を通じて課題を検証する方向性です。 採択団体決定後、速やかに各団体とのオンライン面談の機会をセットし、以下の提出物をもとに広報・ファンドレイジング上の課題をヒアリングします。 ・休眠預金活用事業採択事業のロジックモデル ・最新の活動報告書 ヒアリング実施及びその後の計画策定ワーク開催後のアセスメントにて評価アドバイザーの助言も受けながら団体に必要な広報・ファンドレイジング支援を団体へ提案し相互に合意したうえで進行していくことを想定しています。
(3) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保 4/200字
200字

Ⅵ.主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み 248/400字

弊社は病院・NPOの2つの領域に特化してWEB制作を軸にあらゆるクリエイティブ制作及び開発支援を提供しています。
NPO専門のチームには14名の社員が在籍し、日々NPO領域で活動しています。NPOのホームページ制作では団体が取り組む社会課題を理解したうえで、丁寧なヒアリングにより団体の特徴を理解し、それを潜在的支援者に伝わるよう言語デザインする必要があります。これを組織として体系化し、再現性あるサービスとして提供しているノウハウが本事業実施において弊社だからこそ実施することができる強みです。

(2) 支援実績と成果 191/800字

・過去のNPOホームページ制作200件以上
・独自助成プログラム「SOCIAL SHIP」にて過去8年間で64団体に助成プログラム提供
・セミナー講師担当年間5件以上
・2022年度休眠預金活用実行団体ファンドレイジング伴走支援を委託され7団体へ支援提供
・本事業担当者は全員が準認定ファンドレイザー取得済み（中川は伴走支援型）
・日本ファンドレイジング協会スペシャルパートナー連携

(3) 支援ノウハウ 352/400字

・団体の魅力を見つけるヒアリング
　└あらゆるNPOに寄り添ったサービスを提供してきたからこそできる深いヒアリングにより団体の魅力を発見することができます。
・各種ワークショップのノウハウ
　└ヒアリングによって見つかった団体の不足している部分に対して効果的なワークショップを実施することができます。
　　背景に代表の中川がリタワークスに参画する以前の3年間一般企業向けに働く空間づくりのためのワークショップを実施してきたノウハウがあります。
・ファンドレイジングの基礎分析
　└ファンドレイザー資格を取得する際の様々なフレームワークを習得しているので、それらを実施するノウハウがあります。
　　また、これまで実施してきた団体の過去のデータもあるため社内的に比較しながらよりよい結果を導くことができます。

(4) 実施体制 147/400字

ー社内ー
事業責任者　中川雄太
広報・ファンドレイジング伴走支援担当者 [redacted]
業務アシスタント [redacted]
総務・経理担当 [redacted]
技術担当者（デザイン・コーディング） [redacted]
ー社外ー
評価アドバイザー [redacted] 第三者の専門家

(5)コンソーシアム利用有無　なし

(6)従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）

氏名	役割・役職	実績・資格等
		200字

(7)ガバナンス・コンプライアンス体制 4/400字

400字

評価計画書

事業名	実行団体が担う休眠預金事業のアウトカム創出に必要な広報・ファンドレイジング力定着支援
活動支援団体名	リタワークス株式会社

評価の目的	・本事業により、支援対象団体が広報・ファンドレイジング体制を整え、戦略的・計画的に取組むことが短期アウトカムの拡大と活動の持続可能性の強化につながる成果を可視化し、休眠預金事業関係者や国民の理解を得ること ・評価することで、支援プログラムの改善や発展につなげることで、効果的・効率的に行えるようにするため。 ・適切な評価を行うことで、民間公益活動の担い手への組織基盤強化の重要性について理解が拡がり、本分野への資金や人材獲得を促すこと。

1．評価スケジュール・実施体制

	事前評価	中間評価	事後評価
実施時期	2024年4月		2025年7月
提出時期	2024年4月		2025年8月
実施体制	リタワークス ・中川雄太　事業責任者 ・[redacted]　事業担当者 評価アドバイザー ・[redacted]　第三者の専門家		リタワークス ・中川雄太　事業責任者 ・[redacted]　事業担当者 評価アドバイザー ・[redacted]　第三者の専門家

評価計画書

2. 評価表

評価の要素	評価項目	評価小項目	評価基準		測定方法		データ収集方法	評価時期
			判断方法	判断基準値	必要なデータ	情報源		
課題の分析	課題の妥当性	支援対象団体が抱える組織・活動上の課題を十分に把握していたか	これまでの事業実績からの振返りの内容	想定される支援対象団体になりうる組織の課題の広報・ファンドレイジングの課題を十分に把握している	定性データ	過去の活動実績	関係者の振返り	事前評価
課題の分析	事業対象の妥当性	支援対象団体の想定は適切だったか	これまでの事業実績からの振返りの内容	想定される支援対象団体になりうる組織の課題の広報・ファンドレイジングの課題を十分に把握している	定性データ	過去の活動実績	関係者の振返り	事前評価
事業設計の分析	事業設計の妥当性	最終的に解決したい目標を達成するための事業設計はできているか	専門家を含めた事業設計の協議内容	十分妥当な事業設計になっているか	定性データ	過去の活動実績	評価アドバイザーとのやりとり	事前評価
実施状況の分析	実施状況の適切性	計画に沿って活動を行うために過不足のない量・質のインプットがタイミングよく実施されたか。	アウトプットの目標値	事業計画書アウトプットの目標値との比較	定量データ	活動実績	定量データの収集	事後評価
実施状況の分析	実施を通した活動の改善、知見の共有	活動支援プログラムの進捗によって必要な支援対象団体への伴走支援等の見直しが行われたか	定例の進捗会議において出された改善項目の内容	支援プログラム実施に伴った改善項目が挙げられている	定性データ	活動実績	定例の進捗会議	事後評価
実施状況の分析	組織基盤強化	支援対象団体の組織基盤はどの側面でどの程度強化されたか。	特定された広報・ファンドレイジングの強化状況	アセスメントによって特定された広報・ファンドレイジングにおいて出ている結果	定量データ	支援対象団体	アンケート ヒヤリング	事後評価
アウトカムの分析	アウトカムの達成度	支援対象団体の課題解決の取組を通して活動支援団体が最終的に達成したいアウトカムは達成されたか。	短期アウトカムの目標値	設定した目標とアウトカムとの比較・分析	定性データ	支援対象団体	アンケート ヒヤリング	事後評価
アウトカムの分析	波及効果	活動支援プログラムへの参加により、支援対象団体の活動は促進されたか。	支援プログラムの参加による広報・ファンドレイジング以外の他領域への影響	支援プログラム参加前と、参加後との比較	定性データ	支援対象団体	アンケート ヒヤリング	事後評価
アウトカムの分析	事業の効率性	事業実施のためのインプットに対して成果の規模や質は妥当であったか。	インプットとアウトプットの比較	十分に許容できる比率	定性データ	活動実績	専門家を含めた会議	事後評価

事前評価結果

評価計画に基づいて以下の通り事前評価を行いましたので報告します。

実施方法としては、リタワークス責任者・担当者にて課題分析、事業設計の素案を作成し、評価アドバイザーとの評価会議やオンライン上でのやりとりを重ねて実施いたしました。

評価の要素	評価項目	評価小項目	評価基準		測定方法		データ収集方法	評価時期	収集したデータ（事実の特定）	評価結果（価値判断）
			判断方法	判断基準値	必要なデータ	情報源				
課題の分析	課題の妥当性	支援対象団体が抱える組織・活動上の課題を十分に把握していたか	これまでの事業実績からの振返りの内容	想定される支援対象団体になりうる組織の課題の広報・ファンドレイジングの課題を十分に把握している	定性データ	過去の活動実績	関係者の振返り	事前評価	本事業のニーズ分析として、これまで弊社が行ってきたコンサルティングおよび伴走支援によってわかった、休眠預金事業の実行団体や他PCの広報・ファンドレイジング面での課題とその背景を、事業計画書補足資料①の内容でまとめた。 みえてきたのは、広報および組織基盤強化が事業期間終盤になってしまう実態であった。そうなってしまう原因は、資金分配団体に広報・ファンドレイジングの支援ノウハウがない、実行団体が事業をするだけで精一杯で手が回らない、実行団体に担当できる人がいない、実行団体にノウハウや経験がなく理解できない、などと多様であった。	データ収集をした対象団体は複数の領域の団体で、事業規模も様々であった。 そこから共通する課題や背景が抽出できていることから、本事業における支援対象となりうる団体のニーズは十分に把握できていると判断する。また、第三者の評価アドバイザーの意見も組み込んでおり多様な視点で確認できたと考える。 また、事業規模が小さい団体ほど、組織資源の制約により、事業終了後に広報活動やファンドレイジング活動が継続できなくなりがちであることから、本事業の支援対象を実行団体に特定していることも妥当であると判断する。
課題の分析	事業対象の妥当性	支援対象団体の想定は適切だったか	これまでの事業実績からの振返りの内容	想定される支援対象団体になりうる組織の課題の広報・ファンドレイジングの課題を十分に把握している	定性データ	過去の活動実績	関係者の振返り	事前評価		
事業設計の分析	事業設計の妥当性	最終的に解決したい目標を達成するための事業設計はできているか	専門家を含めた事業設計の協議内容	十分妥当な事業設計になっているか	定性データ	過去の活動実績	評価アドバイザーとのやりとり	事前評価	これまで弊社が行ってきたコンサルティングおよび伴走支援で見えてきた課題や背景をもとに社会的ビジョン実現のための事業設計と短期アウトカムの指標設定をおこなった。 そこから見えてきたのは、Webサイト、SNS、プレスリリース、チラシ、等の広報ツールの使い方の習得も必要だが、広報戦略やファンドレイジングのコンセプトづくりを組織全体で行い、そこから計画立案、実施体制構築、実行と順を追って進めていくことの重要性であった。	弊社関係者と第三者の評価アドバイザーとで事業設計と短期アウトカムの指標づくりについて議論を重ねることによって、広報・ファンドレイジングの知識・スキルの習得だけではなく、支援対象団体の戦略性・計画性・実効性を高めるための事業である認識が高まった。 また、短期アウトカムの指標においても、実行団体が担う事業の短期アウトカム創出にどれくらい寄与できるかや、具体的に資金調達にどれくらい寄与できたなどを含めることで、支援対象団体が広報・ファンドレイジングが実践できるとこ ろまでが支援の対象範囲と気づくことができた。 こうしたことから、十分妥当な事業設計になっていると判断する。

資金計画書

必須入力セル

バージョン（契約締結・更新回数） 1

事業期間		2024/08/01 ～ 2025/07/31	
活動支援団体	事業名	実行団体が担う休眠預金事業のアウトカム創出に必要な広報・ファンドレイジング力定着支援	
	団体名	リタワークス株式会社	

	助成金
事業費	27,254,580
直接事業費	23,354,580
管理的経費	3,900,000
評価関連経費	800,000
合計	28,054,580

資金計画書資料　①助成概要

必須入力セル　任意入力セル

1. 事業費　[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	ー	合計
事業費（A）	18,103,560	9,151,020	0	0	27,254,580
直接事業費	15,178,560	8,176,020	0	0	23,354,580
管理的経費	2,925,000	975,000	0	0	3,900,000

2. 評価関連経費　[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	ー	合計
評価関連経費（B）	600,000	200,000	0	0	800,000

3. 合計　[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	ー	合計
助成金計(A+B)	18,703,560	9,351,020	0	0	28,054,580

資金計画書資料　②自己資金・民間資金

必須入力セ

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金合計 (D)	助成金による補助率(A/(A+D))
助成期間合計	0	100.00%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途、調達時期等）

団体情報入力シート

必須入力セル　任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名			リタワークス株式会社	
郵便番号			550-0002	
都道府県			大阪府	
市区町村			大阪市西区江戸堀	
番地等			1-22-17　江戸堀イーストビル　6F	
電話番号			06-6443-5541	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://ritaworks.jp/index.html	
		その他のWEBサイト(SNS等)		
設立年月日			2008/05/02	
法人格取得年月日				

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカガワ　ユウタ
	氏名	中川　雄太
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	ツカモト　マコト
	氏名	塚本　誠
	役職	代表取締役

(3)役員

役員数［人］			6
	理事・取締役数［人］		4
	評議員［人］		0
	監事/監査役・会計参与数［人］		0
		上記監事等のうち、公認会計士または税理士数［人］	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数［人］			65
	常勤職員・従業員数［人］		56
		有給［人］	56
		無給［人］	0
	非常勤職員・従業員数［人］		9
		有給［人］	9
		無給［人］	0
事務局体制の備考			

(5)会員

団体会員数［団体数］		0
	団体正会員［団体数］	
	団体その他会員［団体数］	
個人会員・ボランティア数		0
	ボランティア人数(前年度実績)［人］	
	個人正会員［人］	
	個人その他会員［人］	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者　氏名／勤務形態	[redacted]
通帳管理者　氏名／勤務形態	
経理担当者　氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数［件］	6
申請前年度の助成総額［円］	0
助成した事業の実績内容	・広報・発信強化支援 ・ファンドレイジング計画策定支援 ・クリエイティブ助成

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					

役員名簿

◉記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
◉名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
◉氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☒
◉備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☒
◉提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。☒

［各欄の入力方法と注意点］
・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で１マス空けてください。
・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で１マス空けてください。
・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は Hを半角で入力し、年欄は数字２桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

必須入力セル

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ﾅｶｶﾞﾜ ﾕｳﾀ	中川　雄太	[redacted]					リタワークス株式会社	代表取締役	[redacted]		
2	OK	ﾂｶﾓﾄ ﾏｺﾄ	塚本　誠						リタワークス株式会社	代表取締役			
3	OK	ｻﾄｳ ﾏｻﾀｶ	佐藤　正隆						リタワークス株式会社	取締役			
4	OK	ﾅｶｼﾞﾏ ﾋﾃﾞｷ	中嶋　秀樹						リタワークス株式会社	取締役			
5	check!												
6	check!												
7	check!												
8	check!												
9	check!												
10	check!												
11	check!												
12	check!												
13	check!												
14	check!												
15	check!												
16	check!												
17	check!												
18	check!												
19	check!												
20	check!												
21	check!												
22	check!												
23	check!												
24	check!												
25	check!												
26	check!												
27	check!												
28	check!												
29	check!												
30	check!												
31	check!												
32	check!												
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

規程類必須項目確認書（社団・財団・NPO法人等）

2023/11/2

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	実行団体が担う休眠預金事業のアウトカム創出に必要な広報・ファンドレイジング力定着支援
団体名：	リタワークス株式会社
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として**採択されていない。**

記入箇所チェック	記入完了

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック　※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
		記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません（E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください）	記入完了
規程類に含める必須項目	**（参考）JANPIAの規程類**	**提出時期（選択）**	**根拠となる規程類、指針等**	**必須項目の該当箇所 ※条項等**
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
（1）開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	内定後1週間以内に提出	定款	
（2）招集権者		内定後1週間以内に提出	定款	
（3）招集理由		内定後1週間以内に提出	定款	
（4）招集手続		内定後1週間以内に提出	定款	
（5）決議事項		内定後1週間以内に提出	定款	
（6）決議（過半数か3分の2か）		内定後1週間以内に提出	定款	
（7）議事録の作成		内定後1週間以内に提出	定款	
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		内定後1週間以内に提出	株式会社のため、評議員会は設置していない。	
● 理事の構成に関する規程　※理事会を設置していない場合は不要です。				
（1）理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出	理事会を設置していない。	
（2）理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出	理事会を設置していない。	
● 理事会の運営に関する規程　※理事会を設置していない場合は不要です。				
（1）開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出	理事会を設置していない	
（2）招集権者		内定後1週間以内に提出	理事会を設置していない	
（3）招集理由		内定後1週間以内に提出	理事会を設置していない	
（4）招集手続		内定後1週間以内に提出	理事会を設置していない	
（5）決議事項		内定後1週間以内に提出	理事会を設置していない	
（6）決議　（過半数か3分の2か）		内定後1週間以内に提出	理事会を設置していない	
（7）議事録の作成		内定後1週間以内に提出	理事会を設置していない	
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出	理事会を設置していない	
● 理事の職務権				
JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出	監事を設置していない。	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
（1）役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
（2）報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている 」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

リタワークス株式会社定款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、リタワークス株式会社と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　ウェブサイト及びウェブコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営並びにこれらの受託及びコンサルティング

２　インターネット広告業務及びこれに関するシステム開発事業

３　カタログ・広告等印刷物のデザイン企画、制作、販売及びコンサルティング

４　飲食店に関する企画、経営及びコンサルティング

５　前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、１万４２７７株とする。

（発行可能種類株式総数及び株式の譲渡制限）

第６条　当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式　５，０００株

Ａ種普通株式　３２５株

Ｂ種優先株式　９，０００株

Ｃ種優先株式　２３５株

Ｄ種優先株式　３０株

２　当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第２章の２　種類株式

（普通株式）

第６条の１　当会社は、普通株式に対して配当をしない。

（Ａ種普通株式）

第６条の２　当会社は、剰余金の配当が会社法上可能であるときは、Ａ種普通株式に対して配当（配当財産の種類を問わない）をする。

（Ｂ種優先株式）

第６条の３　剰余金の配当が会社法上可能であるときは、Ｂ種優先株式に対して、Ａ種普通株式を有する株主（以下「Ａ種普通株主」という）又はＡ種普通株式の登録株式質権者（以下「Ａ種普通登録質権者」という）に先立ち、配当（配当財産の種類を問わない）を実施するものとし、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という）又はＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録質権者」という）に対し、分配可能額を超えない範囲内で対象事業年度の税引後当期純利益からＣ種優先配当（第６条の４第１項第１号及び第２号に定める配当をいう。なお、Ｃ種優先配当をしない場合も第６条の４第１項第３号

に定めるＣ種累積未払配当金相当額を引くものとする）を引いた額（純損失が生じている場合は０円として計算する）のうち１０％から２５％の範囲内（株主総会の普通決議により決定する）で配当する。

２　Ｂ種優先株式は、全ての事項につき株主総会及び種類株主総会において議決権を行使することができない。

（Ｃ種優先株式）

第６条の４（１）Ｃ種優先配当金

当会社は、剰余金の配当（期末配当、中間配当等の種類を問わないものとし、以下同じものとする。）を行うときは、当該配当にかかる基準日（剰余金の配当を受ける権利を有する株主を確定するための基準日をいう。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＣ種優先株式を有する株主（以下「Ｃ種優先株主」という。）又は当該Ｃ種優先株式の登録質権者（以下「Ｃ種優先登録質権者」といい、以下Ｃ種優先株主とあわせて「Ｃ種優先株主等」という。）に対して、Ｃ種優先株式１株につき、本項第(2)号に定める額の金銭による剰余金の配当（当該配当によりＣ種優先株式１株当たりに支払われる金銭を、以下「Ｃ種優先配当金」という。）を行う。

なお、Ｃ種優先株式に基づく権利及びＣ種優先株式から生じる利益の請求権に関して、当会社が、法令により、Ｃ種優先株主に代えてＣ種優先登録質権者を権利者として取り扱うことが義務付けられる場合を除き、Ｃ種優先株主等とはＣ種優先株主をいうものとし、以下同じとする。

（２）Ｃ種優先配当金額

Ｃ種優先配当金の額は、事業年度毎に、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額に配当年率4.0％を乗じて算出した額（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）とする。

但し、Ｃ種優先株式の払込期日の属する事業年度に係るＣ種優先配当金の額は、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額に配当年率4.0％を乗じて算出し

た額に、Ｃ種優先株式の払込期日（同日を含む。）から当該払込期日の属する事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365 で除して算出した額（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）とする。

なお、ある配当基準日を含む事業年度に属する日で、当該配当基準日より前の日を基準日として、Ｃ種優先株主等に対しＣ種優先配当金の全部又は一部の配当が行われているときは、当該配当基準日に係るＣ種優先配当金の額は、本第(2)号第１文及び第２文により算出される額から、当該事業年度中の日で当該配当基準日より前の日を基準日として配当が行われたＣ種優先配当金の合計額を控除した額とする。

（３）累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてＣ種優先株主等に対して行われた１株当たりのＣ種優先配当金（当該事業年度より前の各事業年度に係るＣ種優先配当金について本第(3)号により累積したＣ種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るＣ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

なお、本第(3)号により累積する金額（以下「Ｃ種累積未払配当金相当額」という。）については、第６条の６第１項に定める支払い順位に従い、Ｃ種優先株主等に対して配当する。

（４）参加条項

当会社は、前各号に基づくＣ種優先配当金の配当後、さらに分配可能額について剰余金の配当を行うときは、Ｃ種優先株主等に対して、Ｃ種優先株式１株につき、Ａ種普通株式１株に対する剰余金の配当額と同額の配当金（以下「参加Ｃ種優先配当金」という。）を、Ａ種普通株主等（Ａ種普通株主とＡ種普通登録質権者の総称をいう。以下同じ。）に対する剰余金の配当と同順位で支払う。

但し、A種普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由（以下「分割・併合等」という。）が生じた場合は、C種優先株式1株につき、以下の算式による金額（除算は最後に行い、小数第3位を四捨五入する。）を参加C種優先配当金の額（以下「調整後参加C種優先配当金額」という。）とする。

調整後参加C種優先配当金額＝A種普通株式1株に対する剰余金の配当の額×（A種普通株式の分割・併合等後の発行済A種普通株式総数÷A種普通株式の分割・併合等前の発行済A種普通株式総数）

2　残余財産の分配

（1）C種優先残余財産分配金

当会社は、残余財産の分配を行うときは、C種優先株主等に対し、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、本項第(2)号に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

（2）経過C種優先配当金相当額

経過C種優先配当金相当額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に4.0%を乗じて算出した金額に、後記に定義する保有年数を乗じた金額とする。

但し、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）までに、当該C種優先株式に関してC種優先配当金（参加C種優先配当金は含まない。）が支払われている場合は、その額を控除した金額とする。なお、保有年数とは、C種優先株式の払込期日から残余財産分配日までの年数をいうものとし、1年に満たない期間については、当該期間に係る日数を365で除した数（除算は最後に行い、小数第3位を四捨五入する。）とする。

3　議決権

C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議

決権を有しない。

4　種類株主総会

Ｃ種優先株主は、Ｃ種優先株主を構成員とする種類株主総会において、Ｃ種優先株式１株につき、１個の議決権を有する。

5　株式の分割、併合及び株主割当て等

（１）株式の分割、併合

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｃ種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

（２）募集株式の割当て等

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｃ種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

（３）株式無償割当て等

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｃ種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

6　Ａ種普通株式を対価とする取得請求権

（１）Ａ種普通株式対価取得請求権

Ｃ種優先株主は、Ｃ種優先株式の払込期日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、本項第(2)号に定める数のＡ種普通株式（以下本項において「請求対象Ａ種普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するＣ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下本項において「Ａ種普通株式対価取得請求」という。)、当会社は、当該Ａ種普通株式対価取得請求に係るＣ種優先株式を取得するのと引換えに、請求対象Ａ種普通株式を、当該Ｃ種優先株主に対して交付する。但し、Ｃ種優先株主が、Ａ種普通株式対価取得請求を行うことにより、当該Ｃ種優先株主が当会社の総株主の議決権の半数を超える議決権を有することになる場合は、

当該Ｃ種優先株主が当会社の総株主の議決権の半数を超える部分のＡ種普通株式対価取得請求を行うに際して、当会社の株主総会の承認を要するものとする。

（２）Ｃ種優先株式の取得と引換えに交付する　Ａ種普通株式の数

Ｃ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種普通株式の数は、Ａ種普通株式対価取得請求に係るＣ種優先株式の数にＣ種優先株式１株当たりの払込金額相当額を乗じた数から、本項第(3)号及び第(4)号により定められる取得価額で除して得られる数とする。なお、Ａ種普通株式対価取得請求に係るＣ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第３項に従い現金を交付する。

（３）当初取得価額

取得価額は、Ｃ種優先株式１株当たりの発行時払込金額相当額（以下本項において「当初取得価額」という。）とする。

（４）取得価額の調整

（ｉ）以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下の通り取得価額を調整する。

当会社Ａ種普通株式について分割（株式の無償割当てを含む。以下本項において同じ。）又は併合が行われる場合には、次の算式により取得価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当会社が各時点における取得価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、取得価額は、当該下回る価額と同一の価額に調整されるものとする。

（ⅱ）さらに、当会社が合併、会社分割、株式交換、株式移転等（以下「組

織再編行為」という。）を行う場合、その他取得価額の調整を必要とする場合には、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で取得価額を調整することができる。

（５）取得請求受付場所

当会社の本店

（６）Ａ種普通株式対価取得請求の効力

Ａ種普通株式対価取得請求に係る書類が本項第（5）号に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生し、効力発生時点において、当会社は、Ｃ種優先株式を取得し、当該取得請求をしたＣ種優先株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべきＡ種普通株式の株主となる。

７　金銭を対価とする取得請求権

（１）金銭対価取得請求権

Ｃ種優先株主は、Ｃ種優先株式の払込期日から３年が経過した後はいつでも、法令に従い、当会社に対して、本項第(2)号に定める金銭を対価として、その有するＣ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）、当会社は、当該株主取得請求に係るＣ種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日において、Ｃ種優先株式１株につき、本項第(2)号により算出される額の金銭（以下「金銭対価取得請求対価」という。）を、当該Ｃ種優先株主等に支払うものとする。

但し、分配可能額を超えてＣ種優先株主から金銭対価取得請求があった場合、取得すべきＣ種優先株式は金銭対価取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

（２）金銭対価取得請求対価の額

金銭対価取得請求対価の額は、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、第２項第(2)号に定める経過Ｃ種優先配当金額相当額を加えた額とする。なお、本項の額を算出する場合は、第２項第(2)号に定める金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「残余財産分配日」を、「金銭対価取得請求日」と読み替えて、金銭対価取得請求対価の額を計算する。

８　金銭を対価とする取得条項

（１）金銭を対価とする取得条項

当会社は、Ｃ種優先株式の払込期日から３年が経過した後はいつでも、株主総会の特別決議により、当該株主総会にて定めた日（以下「取得条項取得日」という。）において、法令上可能な範囲で、Ｃ種優先株式１株につき、本項第（２）号により算出される額の金銭（以下「取得条項取得対価」という。）の交付と引換えに、Ｃ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）が定め、Ｃ種優先株主が同意する合理的な方法により、取得すべきＣ種優先株式を決定する。

（２）取得条項取得対価の額

取得条項取得対価の額は、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、第２項第（２）号に定める経過Ｃ種優先配当金額相当額を加えた額とする。

なお、本項の額を算出する場合は、第２項第(2)号に定める金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「残余財産分配日」を、「取得条項取得日」と読み替えて、取得条項取得対価の額を計算する。

９　当会社によるＣ種優先株式の取り扱い

当会社は、Ｃ種優先株式を、Ｃ種優先株主又は第三者から取得した場合には、当会社が取得したＣ種優先株式を第三者に譲渡・処分することなく、当会社が取得した日から２週間以内に、Ｃ種優先株式を消却するよう一切の対応をするものとする。

10　細則

Ｃ種優先配当金、参加Ｃ種優先配当金、Ｃ種優先残余財産分配金、金銭対価取得請求対価、取得条項取得対価（以下総称して「Ｃ種優先株主交付金」という。）がＣ種優先株主に交付される場合において、本条に従い算出されるＣ種優先株式１株当たりのＣ種優先株主交付金の額に、対象となるＣ種優先株式の数を乗じて得られる金額を、Ｃ種優先株主毎に計算した結果、円位未満の端数が生じるときは、円位未満を四捨五入する。

（Ｄ種優先株式）

第６条の５（１）Ｄ種優先配当金

当会社は、剰余金の配当（期末配当、中間配当等の種類を問わないものとし、以下同じものとする。）を行うときは、当該配当にかかる基準日（剰余金の配当を受ける権利を有する株主を確定するための基準日をいう。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＤ種優先株式を有する株主（以下「Ｄ種優先株主」という。）又は当該Ｄ種優先株式の登録質権者（以下「Ｄ種優先登録質権者」といい、以下Ｄ種優先株主とあわせて「Ｄ種優先株主等」という。）に対して、Ｄ種優先株式１株につき、本項第⑵号に定める額の金銭による剰余金の配当（当該配当によりＤ種優先株式１株当たりに支払われる金銭を、以下「Ｄ種優先配当金」という。）を行う。なお、Ｄ種優先株式に基づく権利及びＤ種優先株式から生じる利益の請求権に関して、当会社が、法令により、Ｄ種優先株主に代えてＤ種優先登録質権者を権利者として取り扱うことが義務付けられる場合を除き、Ｄ種優先株主等とはＤ種優先株主をいうものとし、以下同じとする。

（２）Ｄ種優先配当金額

Ｄ種優先配当金の額は、事業年度毎に、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額に配当年率4.0％を乗じて算出した額（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）とする。但し、Ｄ種優先株式の払込期日の属する事業年

度に係るD種優先配当金の額はD種優先株式1株当たりの払込金額に配当年率4.0%を乗じて算出した額に、D種優先株式の払込期日（同日を含む。）から当該払込期日の属する事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して算出した額（除算は最後に行い、小数第3位を四捨五入する。）とする。なお、ある配当基準日を含む事業年度に属する日で、当該配当基準日より前の日を基準日として、D種優先株主等に対しD種優先配当金の全部又は一部の配当が行われているときは、当該配当基準日に係るD種優先配当金の額は、本第(2)号第1文及び第2文により算出される額から、当該事業年度中の日で当該配当基準日より前の日を基準日として配当が行われたD種優先配当金の合計額を控除した額とする。

（3）累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてD種優先株主等に対して行われた1株当たりのD種優先配当金（当該事業年度より前の各事業年度に係るD種優先配当金について本第(3)号により累積したD種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。なお、本第(3)号により累積する金額（以下「D種累積未払配当金相当額」という。）については、第6条の6第1項に定める支払い順位に従い、D種優先株主等に対して配当する。

（4）参加条項

当会社は、前各号に基づくD種優先配当金の配当後、さらに分配可能額について剰余金の配当を行うときは、D種優先株主等に対して、D種優先株式1株につき、A種普通株式1株に対する剰余金の配当額と同額の配当金（以下「参加D種優先配当金」という。）を、A種普通株主等に対する剰余金の配当と同順位で支払う。

但し、A種普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又

はこれらに類する事由（以下「分割・併合等」という。）が生じた場合は、Ｄ種優先株式１株につき、以下の算式による金額（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）を参加Ｄ種優先配当金の額（以下「調整後参加Ｄ種優先配当金額」という。）とする。

調整後参加Ｄ種優先配当金額＝Ａ種普通株式１株に対する剰余金の配当の額×（Ａ種普通株式の分割・併合等後の発行済Ａ種普通株式総数÷Ａ種普通株式の分割・併合等前の発行済Ａ種普通株式総数）

２　残余財産の分配

（１）Ｄ種優先残余財産分配金

当会社は、残余財産の分配を行うときは、Ｄ種優先株主等に対し、Ｄ種優先株式１株につき、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、本項第(2)号に定める経過Ｄ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

（２）経過Ｄ種優先配当金相当額

経過Ｄ種優先配当金相当額は、Ｄ種優先株式の１株当たりの払込金額に4.0%を乗じて算出した金額に、後記に定義する保有年数を乗じた金額とする。但し、残余財産の分配が行われる日（以下「Ｄ種残余財産分配日」という。）までに、当該Ｄ種優先株式に関してＤ種優先配当金（参加Ｄ種優先配当金は含まない。）が支払われている場合は、その額を控除した金額とする。なお、保有年数とはＤ種優先株式の払込期日からＤ種残余財産分配日までの年数をいうものとし、１年に満たない期間については、当該期間に係る日数を365で除した数（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）とする。

３　議決権

Ｄ種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4　種類株主総会

Ｄ種優先株主は、Ｄ種優先株主を構成員とする種類株主総会において、Ｄ種優先株式１株につき、１個の議決権を有する。

5　株式の分割、併合及び株主割当て等

（１）株式の分割、併合

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｄ種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

（２）募集株式の割当て等

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｄ種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

（３）株式無償割当て等

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｄ種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

6　Ａ種普通株式を対価とする取得請求権

（１）Ａ種普通株式対価取得請求権

Ｄ種優先株主は、Ｄ種優先株式の払込期日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、本項第(2)号に定める数のＡ種普通株式（以下本項において「請求対象Ａ種普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するＤ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下本項において「Ａ種普通株式対価取得請求」という。)、当会社は、当該Ａ種普通株式対価取得請求に係るＤ種優先株式を取得するのと引換えに、請求対象Ａ種普通株式を、当該Ｄ種優先株主に対して交付する。但し、Ｄ種優先株主が、Ａ種普通株式対価取得請求を行うことにより、当該Ｄ種優先株主が当会社の総株主の議決権の半数を超える議決権を有することになる場合は、当該Ｄ種優先株主が当会社の総株主の議決権の半数を超える部分のＡ種普

通株式対価取得請求を行うに際して、当会社の株主総会の承認を要するものとする。

（２）Ｄ種優先株式の取得と引換えに交付する　Ａ種普通株式の数

Ｄ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種普通株式の数は、Ａ種普通株式対価取得請求に係るＤ種優先株式の数にＤ種優先株式１株当たりの払込金額相当額を乗じた数から、本項第(3)号及び第(4)号により定められる取得価額で除して得られる数とする。なお、Ａ種普通株式対価取得請求に係るＤ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に従い現金を交付する。

（３）当初取得価額

取得価額は、Ｄ種優先株式１株当たりの発行時払込金額相当額（以下本項において「当初取得価額」という。）とする。

（４）取得価額の調整

（ｉ）以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下の通り取得価額を調整する。

当会社Ａ種普通株式について分割（株式の無償割当てを含む。以下本項において同じ。）又は併合が行われる場合には、次の算式により取得価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当会社が各時点における取得価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、取得価額は、当該下回る価額と同一の価額に調整されるものとする。

（ⅱ）さらに、当会社が合併、会社分割、株式交換、株式移転等（以下「組織再編行為」という。）を行う場合、その他取得価額の調整を必要と

する場合には、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で取得価額を調整することができる。

（５）取得請求受付場所

当会社の本店

（６）Ａ種普通株式対価取得請求の効力

Ａ種普通株式対価取得請求に係る書類が本項第（5）号に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生し、効力発生時点において、当会社は、Ｄ種優先株式を取得し、当該取得請求をしたＤ種優先株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべきＡ種普通株式の株主となる。

７　金銭を対価とする取得請求権

（１）金銭対価取得請求権

Ｄ種優先株主は、Ｄ種優先株式の払込期日から３年が経過した後はいつでも、法令に従い、当会社に対して、本項第(2)号に定める金銭を対価として、その有するＤ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「Ｄ種金銭対価取得請求」といい、Ｄ種金銭対価取得請求をした日を、以下「Ｄ種金銭対価取得請求日」という。）、当会社は、当該株主取得請求に係るＤ種優先株式を取得するのと引換えに、Ｄ種金銭対価取得請求日における会社法所定の分配可能額を限度として、Ｄ種金銭対価取得請求日において、Ｄ種優先株式１株につき、本項第(2)号により算出される額の金銭（以下「Ｄ種金銭対価取得請求対価」という。）を、当該Ｄ種優先株主等に支払うものとする。但し、分配可能額を超えてＤ種優先株主からＤ種金銭対価取得請求があった場合、取得すべきＤ種優先株式は金銭対価取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

（２）金銭対価取得請求対価の額

Ｄ種金銭対価取得請求対価の額は、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、第２項第(2)号に定める経過Ｄ種優先配当金額相当額を加えた額

とする。なお、本項の額を算出する場合は、第２項第⑵号に定める金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「Ｄ種残余財産分配日」を、「Ｄ種金銭対価取得請求日」と読み替えて、Ｄ種金銭対価取得請求対価の額を計算する。

８　金銭を対価とする取得条項

（１）金銭を対価とする取得条項

当会社は、Ｄ種優先株式の払込期日から３年が経過した後はいつでも、株主総会の特別決議により、当該株主総会にて定めた日（以下「Ｄ種取得条項取得日」という。）において、法令上可能な範囲で、Ｄ種優先株式１株につき、本項第⑵号により算出される額の金銭（以下「Ｄ種取得条項取得対価」という。）の交付と引換えに、Ｄ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）が定め、Ｄ種優先株主が同意する合理的な方法により、取得すべきＤ種優先株式を決定する。

（２）Ｄ種取得条項取得対価の額

Ｄ種取得条項取得対価の額は、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、第２項第⑵号に定める経過Ｄ種優先配当金額相当額を加えた額とする。なお、本項の額を算出する場合は、第２項第⑵号に定める金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「Ｄ種残余財産分配日」を、「Ｄ種取得条項取得日」と読み替えて、Ｄ種取得条項取得対価の額を計算する。

９　当会社によるＤ種優先株式の取り扱い

当会社は、Ｄ種優先株式を、Ｄ種優先株主又は第三者から取得した場合には、当会社が取得したＤ種優先株式を第三者に譲渡・処分することなく、当会社が取得した日から２週間以内に、Ｄ種優先株式を消却するよう一切の対応をするものとする。

10　細則

Ｄ種優先配当金、参加Ｄ種優先配当金、Ｄ種優先残余財産分配金、Ｄ種金銭対価取得請求対価、Ｄ種取得条項取得対価（以下総称して「Ｄ種優先株主交付金」という。）がＤ種優先株主に交付される場合において、本条に従い算出されるＤ種優先株式１株当たりのＤ種優先株主交付金の額に、対象となるＤ種優先株式の数を乗じて得られる金額を、Ｄ種優先株主毎に計算した結果、円位未満の端数が生じるときは、円位未満を四捨五入する。

（配当等の順位）

第６条の６　Ｄ種優先配当金、Ｄ種累積未払配当金相当額、Ｃ種優先配当金、Ｃ種累積未払配当金相当額、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録質権者（以下「Ｂ種優先株主等」という。）に対する剰余金の配当及びＡ種普通株式を有する株主又はＡ種普通株式の登録株式質権者（以下「Ａ種普通株主等」という。）に対する剰余金の配当の支払い順位は、下記のとおりとする。

第１順位

Ｂ種優先株主等に対する剰余金の配当

Ｃ種累積未払配当金相当額

Ｃ種優先配当金

Ｄ種累積未払配当金相当額

Ｄ種優先配当金

第２順位

Ａ種普通株主等に対する剰余金の配当

２　Ｄ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ａ種普通株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、下記のとおりとする。

第１順位

Ｃ種優先株式に係る残余財産の分配

Ｄ種優先株式に係る残余財産の分配

第２順位

普通株式

Ａ種普通株式に係る残余財産の分配

Ｂ種優先株式に係る残余財産の分配

３　当会社が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産分の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

（相続人等に対する売渡しの請求）

第７条　当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株券の不発行）

第８条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第９条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

（基準日）

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（株主総会決議事項）

第 14 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

（招集）

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

（招集手続）

第 16 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の２週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2　前項の招集通知は、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。

３　第１項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（招集権者及び議長）

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。複数の取締役を置く場合は、取締役の過半数の決定により、取締役社長がこれを招集する。

２　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定める順序により、他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは株主総会において出席株主中から選出する。

（決議の方法）

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議等の省略）

第 19 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

２　取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った代表取締役、議長又は出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において株主総会の日から１０年間備え置くものとする。

第4章　取締役及び代表取締役

（員数）

第22条 当会社の取締役は、１名以上１０名以内とする。

（取締役選任及び解任の方法）

第23条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（任期）

第24条 取締役の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者

の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第 25 条 当会社に取締役を複数置く場合には、代表取締役１名以上を置き、株主総会の決議により定める。

２　代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

３　当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

（報酬等）

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　計　算

（事業年度）

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月３０日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第 28 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年４月３０日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

２　前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第 29 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社の現行定款に相違ない。

令和４年１０月４日

大阪市西区江戸堀一丁目２２－１７　西船場辰巳ビル6F

リタワークス株式会社

代表取締役　塚本　誠

原本相違なし

[redacted]

履歴事項全部証明書

大阪市西区江戸堀一丁目２２番１７号
リタワークス株式会社

会社法人等番号	１２００－０１－１３１１１２	
商　号	メディアスイート株式会社	
	リタワークス株式会社	平成２７年　８月１１日変更 平成２７年　８月１３日登記
本　店	大阪市中央区南船場一丁目１１番２３号８Ｆ	平成２７年　８月１１日移転 平成２７年　８月１３日登記
	大阪市西区江戸堀一丁目２２－１７西船場辰巳ビル６Ｆ 大阪市西区江戸堀一丁目２２番１７号	平成３０年１０月２３日移転 平成３０年１０月３１日登記 令和　５年　３月　１日更正
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	
会社成立の年月日	平成２０年５月２日	
目　的	1　ウェブサイト及びウェブコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営並びにこれらの受託及びコンサルティング 2　インターネット広告業務及びこれに関するシステム開発事業 3　カタログ・広告等印刷物のデザイン企画、制作、販売及びコンサルティング 4　飲食店に関する企画、経営及びコンサルティング 5　前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	１万４５９０株	令和　１年　６月　１日変更 令和　１年　７月１０日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ２２５０株 各種の株式の数 普通株式　１５００株 A種普通株式　３２５株 B種優先株式　１９０株 C種優先株式　２３５株	令和　１年　７月　５日変更 令和　１年　７月１０日登記

整理番号　ン９１８７１３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　１／１１

大阪市西区江戸堀一丁目２２番１７号
リタワークス株式会社

	発行済株式の総数 ２２８９株 各種の株式の数 普通株式　１５００株 Ａ種普通株式　３２５株 Ｂ種優先株式　２２９株 Ｃ種優先株式　２３５株	令和　３年　８月２０日変更 令和　３年　９月１５日登記
	発行済株式の総数 ２４６４株 各種の株式の数 普通株式　１５００株 Ａ種普通株式　３２５株 Ｂ種優先株式　４０４株 Ｃ種優先株式　２３５株	令和　５年　７月３１日変更 令和　５年　８月２２日登記
資本金の額	金５３９６万２５００円	令和　１年　７月　５日変更 令和　１年　７月１０日登記
	金５９０３万２５００円	令和　３年　８月２０日変更 令和　３年　９月１５日登記
	金８４４０万７５００円	令和　５年　７月３１日変更 令和　５年　８月２２日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式　５０００株 Ａ種普通株式　３２５株 Ｂ種優先株式　９０００株 Ｃ種優先株式　２３５株 Ｄ種優先株式　３０株 １．普通株式の内容 配当金 当会社は、普通株式に対して配当をしない。 ２．Ａ種普通株式の内容 Ａ種配当金 当会社は、剰余金の配当が会社法上可能であるときは、Ａ種普通株式に対して配当（配当財産の種類を問わない）をする。 ３．Ｂ種優先株式の内容 Ｂ種優先配当金 剰余金の配当が会社法上可能であるときは、Ｂ種優先株式に対して、Ａ種普通株式を有する株主（以下「Ａ種普通株主」という）又はＡ種普通株式の登録株式質権者（以下「Ａ種普通登録質権者」という）に先立ち、配当（配当財産の種類を問わない）を実施するものとし、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という）又はＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録質権者」という）に対し、分配可能額を超えない範囲内で対象事業年度の税引後当期純利益からＣ種優先配当（なお、Ｃ種優先配当をしない場合もＣ種累積未払配当金相当額を引くものとする）を引いた額（純損失が生じている場合は０円として計算す	

	る）のうち１０％から２５％の範囲内（株主総会の普通決議により決定する）で配当する。 議決権 Ｂ種優先株式は、全ての事項につき株主総会及び種類株主総会において議決権を行使することができない。 ４．Ｃ種優先株式の内容 Ｃ種優先配当金 （１）Ｃ種優先配当 当会社は、剰余金の配当（期末配当、中間配当等の種類を問わないものとし、以下同じものとする。）を行うときは、当該配当にかかる基準日（剰余金の配当を受ける権利を有する株主を確定するための基準日をいう。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＣ種優先株式を有する株主（以下「Ｃ種優先株主」という。）又は当該Ｃ種優先株式の登録質権者（以下「Ｃ種優先登録質権者」といい、以下Ｃ種優先株主とあわせて「Ｃ種優先株主等」という。）に対して、Ｃ種優先株式１株につき、本項（２）に定める額の金銭による剰余金の配当（当該配当によりＣ種優先株式１株当たりに支払われる金銭を、以下「Ｃ種優先配当金」という。）を行う。なお、Ｃ種優先株式に基づく権利及びＣ種優先株式から生じる利益の請求権に関して、当会社が、法令により、Ｃ種優先株主に代えてＣ種優先登録質権者を権利者として取り扱うことが義務付けられる場合を除き、Ｃ種優先株主等とはＣ種優先株主をいうものとし、以下同じとする。 （２）Ｃ種優先配当金額 Ｃ種優先配当金の額は、事業年度毎に、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額に配当年率４．０％を乗じて算出した額（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）とする。但し、Ｃ種優先株式の払込期日の属する事業年度に係るＣ種優先配当金の額は、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額に配当年率４．０％を乗じて算出した額に、Ｃ種優先株式の払込期日（同日を含む。）から当該払込期日の属する事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を乗じ、３６５で除して算出した額（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）とする。なお、ある配当基準日を含む事業年度に属する日で、当該配当基準日より前の日を基準日として、Ｃ種優先株主等に対しＣ種優先配当金の全部又は一部の配当が行われているときは、当該配当基準日に係るＣ種優先配当金の額は、本項（２）第１文及び第２文により算出される額から、当該事業年度中の日で当該配当基準日より前の日を基準日として配当が行われたＣ種優先配当金の合計額を控除した額とする。 （３）累積条項 ある事業年度に属する日を基準日としてＣ種優先株主等に対して行われた１株当たりのＣ種優先配当金（当該事業年度より前の各事業年度に係るＣ種優先配当金について本累積条項により累積したＣ種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るＣ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。 （４）参加条項 当会社は、前各号に基づくＣ種優先配当金の配当後、さらに分配可能額について剰余金の配当を行うときは、Ｃ種優先株主等に対して、Ｃ種優先株式１株につき、Ａ種普通株式１株に対する剰余金の配当額と同額の配当金（以下「参加Ｃ種優先配当金」という。）を、Ａ種普通株主等（Ａ種普通株主とＡ種普通登録質権者の総称をいう。以下同じ。）に対する剰余金の配当と同順位で支払う。但し、Ａ種普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由（以下「分割・併合等」という。）が生じた場合は、Ｃ種優先株式１株につき、以下の算式による金額（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）を参加Ｃ種優先配当金の額（以下「調整後参加Ｃ種優先配当金額」という。）とする。

調整後参加Ｃ種優先配当金額＝Ａ種普通株式１株に対する剰余金の配当の額×（Ａ種普通株式の分割・併合等後の発行済Ａ種普通株式総数÷Ａ種普通株式の分割・併合等前の発行済Ａ種普通株式総数）

Ｃ種優先残余財産分配金

（１）Ｃ種優先残余財産分配

当会社は、残余財産の分配を行うときは、Ｃ種優先株主等に対し、Ｃ種優先株式１株につき、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、本項（２）に定める経過Ｃ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

（２）経過Ｃ種優先配当金相当額

経過Ｃ種優先配当金相当額は、Ｃ種優先株式の１株当たりの払込金額に４．０％を乗じて算出した金額に、後記に定義する保有年数を乗じた金額とする。但し、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）までに、当該Ｃ種優先株式に関してＣ種優先配当金（参加Ｃ種優先配当金は含まない。）が支払われている場合は、その額を控除した金額とする。なお、保有年数とは、Ｃ種優先株式の払込期日から残余財産分配日までの年数をいうものとし、１年に満たない期間については、当該期間に係る日数を３６５で除した数（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）とする。

議決権

Ｃ種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

Ａ種普通株式を対価とする取得請求権

（１）Ａ種普通株式対価取得請求権

Ｃ種優先株主は、Ｃ種優先株式の払込期日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、本項（２）に定める数のＡ種普通株式（以下本項において「請求対象Ａ種普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するＣ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本項において「Ａ種普通株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該Ａ種普通株式対価取得請求に係るＣ種優先株式を取得するのと引換えに、請求対象Ａ種普通株式を、当該Ｃ種優先株主に対して交付する。但し、Ｃ種優先株主が、Ａ種普通株式対価取得請求を行うことにより、当該Ｃ種優先株主が当会社の総株主の議決権の半数を超える議決権を有することになる場合は、当該Ｃ種優先株主が当会社の総株主の議決権の半数を超える部分のＡ種普通株式対価取得請求を行うに際して、当会社の株主総会の承認を要するものとする。

（２）Ｃ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種普通株式の数

Ｃ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種普通株式の数は、Ａ種普通株式対価取得請求に係るＣ種優先株式の数にＣ種優先株式１株当たりの払込金額相当額を乗じた数から、本項（３）及び（４）により定められる取得価額で除して得られる数とする。なお、Ａ種普通株式対価取得請求に係るＣ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第１６７条第３項に従い現金を交付する。

（３）当初取得価額

取得価額は、Ｃ種優先株式１株当たりの発行時払込金額相当額（以下本項において「当初取得価額」という。）とする。

（４）　取得価額の調整

（一）以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下の通り取得価額を調整する。

当会社Ａ種普通株式について分割（株式の無償割当てを含む。以下本項において同じ。）又は併合が行われる場合には、次の算式により取得価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

調整後取得価額＝調整前取得価額×１÷分割・併合の比率

	また、当会社が各時点における取得価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、取得価額は、当該下回る価額と同一の価額に調整されるものとする。 （二）さらに、当会社が合併、会社分割、株式交換、株式移転等（以下「組織再編行為」という。）を行う場合、その他取得価額の調整を必要とする場合には、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で取得価額を調整することができる。 （５）取得請求受付場所 当会社の本店 （６）Ａ種普通株式対価取得請求の効力 Ａ種普通株式対価取得請求に係る書類が本項（５）に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生し、効力発生時点において、当会社は、Ｃ種優先株式を取得し、当該取得請求をしたＣ種優先株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべきＡ種普通株式の株主となる。 金銭を対価とする取得請求権 （１）金銭対価取得請求権 Ｃ種優先株主は、Ｃ種優先株式の払込期日から３年が経過した後はいつでも、法令に従い、当会社に対して、本項（２）に定める金銭を対価として、その有するＣ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）、当会社は、当該株主取得請求に係るＣ種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日において、Ｃ種優先株式１株につき、本項（２）により算出される額の金銭（以下「金銭対価取得請求対価」という。）を、当該Ｃ種優先株主等に支払うものとする。但し、分配可能額を超えてＣ種優先株主から金銭対価取得請求があった場合、取得すべきＣ種優先株式は金銭対価取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。 （２）金銭対価取得請求対価の額 金銭対価取得請求対価の額は、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、Ｃ種優先残余財産分配金（２）に定める経過Ｃ種優先配当金額相当額を加えた額とする。なお、本項の額を算出する場合は、Ｃ種優先残余財産分配金（２）に定める金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「残余財産分配日」を、「金銭対価取得請求日」と読み替えて、金銭対価取得請求対価の額を計算する。 金銭を対価とする取得条項 （１）金銭を対価とする取得条項 当会社は、Ｃ種優先株式の払込期日から３年が経過した後はいつでも、株主総会の特別決議により、当該株主総会にて定めた日（以下「取得条項取得日」という。）において、法令上可能な範囲で、Ｃ種優先株式１株につき、本項（２）により算出される額の金銭（以下「取得条項取得対価」という。）の交付と引換えに、Ｃ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）が定め、Ｃ種優先株主が同意する合理的な方法により、取得すべきＣ種優先株式を決定する。 （２）取得条項取得対価の額 取得条項取得対価の額は、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、Ｃ種優先残余財産分配金（２）に定める経過Ｃ種優先配当金額相当額を加えた額とする。なお、本項の額を算出する場合は、Ｃ種優先残余財産分配金（２）に定める金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「残余財産分配日」を、「取得条項取得日」と読み替えて、取得条項取得対価の額を計算する。 細則

Ｃ種優先配当金、参加Ｃ種優先配当金、Ｃ種優先残余財産分配金、金銭対価取得請求対価、取得条項取得対価（以下総称して「Ｃ種優先株主交付金」という。）がＣ種優先株主に交付される場合において、本条に従い算出されるＣ種優先株式１株当たりのＣ種優先株主交付金の額に、対象となるＣ種優先株式の数を乗じて得られる金額を、Ｃ種優先株主毎に計算した結果、円位未満の端数が生じるときは、円位未満を四捨五入する。

５．Ｄ種優先株式の内容

Ｄ種優先配当金

（１）Ｄ種優先配当

当会社は、剰余金の配当（期末配当、中間配当等の種類を問わないものとし、以下同じものとする。）を行うときは、当該配当にかかる基準日（剰余金の配当を受ける権利を有する株主を確定するための基準日をいう。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＤ種優先株式を有する株主（以下「Ｄ種優先株主」という。）又は当該Ｄ種優先株式の登録質権者（以下「Ｄ種優先登録質権者」といい、以下Ｄ種優先株主とあわせて「Ｄ種優先株主等」という。）に対して、Ｄ種優先株式１株につき、本項（２）に定める額の金銭による剰余金の配当（当該配当によりＤ種優先株式１株当たりに支払われる金銭を、以下「Ｄ種優先配当金」という。）を行う。なお、Ｄ種優先株式に基づく権利及びＤ種優先株式から生じる利益の請求権に関して、当会社が、法令により、Ｄ種優先株主に代えてＤ種優先登録質権者を権利者として取り扱うことが義務付けられる場合を除き、Ｄ種優先株主等とはＤ種優先株主をいうものとし、以下同じとする。

（２）Ｄ種優先配当金額

Ｄ種優先配当金の額は、事業年度毎に、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額に配当年率４．０％を乗じて算出した額（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）とする。但し、Ｄ種優先株式の払込期日の属する事業年度に係るＤ種優先配当金の額はＤ種優先株式１株当たりの払込金額に配当年率４．０％を乗じて算出した額に、Ｄ種優先株式の払込期日（同日を含む。）から当該払込期日の属する事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を乗じ、３６５で除して算出した額（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）とする。なお、ある配当基準日を含む事業年度に属する日で、当該配当基準日より前の日を基準日として、Ｄ種優先株主等に対しＤ種優先配当金の全部又は一部の配当が行われているときは、当該配当基準日に係るＤ種優先配当金の額は、本項（２）第１文及び第２文により算出される額から、当該事業年度中の日で当該配当基準日より前の日を基準日として配当が行われたＤ種優先配当金の合計額を控除した額とする。

（３）累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてＤ種優先株主等に対して行われた１株当たりのＤ種優先配当金（当該事業年度より前の各事業年度に係るＤ種優先配当金について本累積条項により累積したＤ種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るＤ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

（４）参加条項

当会社は、前各号に基づくＤ種優先配当金の配当後、さらに分配可能額について剰余金の配当を行うときは、Ｄ種優先株主等に対して、Ｄ種優先株式１株につき、Ａ種普通株式１株に対する剰余金の配当額と同額の配当金（以下「参加Ｄ種優先配当金」という。）を、Ａ種普通株主等に対する剰余金の配当と同順位で支払う。

但し、Ａ種普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由（以下「分割・併合等」という。）が生じた場合は、Ｄ種優先株式１株につき、以下の算式による金額（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）を参加Ｄ種優先配当金の額（以下「調整後参加Ｄ種優先配当

金額」という。）とする。
調整後参加Ｄ種優先配当金額
＝Ａ種普通株式１株に対する剰余金の配当の額×（Ａ種普通株式の分割・併合等後の発行済Ａ種普通株式総数÷Ａ種普通株式の分割・併合等前の発行済Ａ種普通株式総数）
Ｄ種優先残余財産分配金
（１）Ｄ種優先残余財産分配
当会社は、残余財産の分配を行うときは、Ｄ種優先株主等に対し、Ｄ種優先株式１株につき、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、本項（２）に定める経過Ｄ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。
（２）経過Ｄ種優先配当金相当額
経過Ｄ種優先配当金相当額は、Ｄ種優先株式の１株当たりの払込金額に４．０％を乗じて算出した金額に、後記に定義する保有年数を乗じた金額とする。但し、残余財産の分配が行われる日（以下「Ｄ種残余財産分配日」という。）までに、当該Ｄ種優先株式に関してＤ種優先配当金（参加Ｄ種優先配当金は含まない。）が支払われている場合は、その額を控除した金額とする。なお、保有年数とはＤ種優先株式の払込期日からＤ種残余財産分配日までの年数をいうものとし、１年に満たない期間については、当該期間に係る日数を３６５で除した数（除算は最後に行い、小数第３位を四捨五入する。）とする。
議決権
Ｄ種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
Ａ種普通株式を対価とする取得請求権
（１）Ａ種普通株式対価取得請求権
Ｄ種優先株主は、Ｄ種優先株式の払込期日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、本項（２）に定める数のＡ種普通株式（以下本項において「請求対象Ａ種普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するＤ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本項において「Ａ種普通株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該Ａ種普通株式対価取得請求に係るＤ種優先株式を取得するのと引換えに、請求対象Ａ種普通株式を、当該Ｄ種優先株主に対して交付する。但し、Ｄ種優先株主が、Ａ種普通株式対価取得請求を行うことにより、当該Ｄ種優先株主が当会社の総株主の議決権の半数を超える議決権を有することになる場合は、当該Ｄ種優先株主が当会社の総株主の議決権の半数を超える部分のＡ種普通株式対価取得請求を行うに際して、当会社の株主総会の承認を要するものとする。
（２）Ｄ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種普通株式の数
Ｄ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種普通株式の数は、Ａ種普通株式対価取得請求に係るＤ種優先株式の数にＤ種優先株式１株当たりの払込金額相当額を乗じた数から、本項（３）及び（４）により定められる取得価額で除して得られる数とする。なお、Ａ種普通株式対価取得請求に係るＤ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第１６７条第３項に従い現金を交付する。
（３）当初取得価額
取得価額は、Ｄ種優先株式１株当たりの発行時払込金額相当額（以下本項において「当初取得価額」という。）とする。
（４）取得価額の調整
（一）以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下の通り取得価額を調整する。
当会社Ａ種普通株式について分割（株式の無償割当てを含む。以下本項において同じ。）又は併合が行われる場合には、次の算式により取得価額を調整し、

調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。
調整後取得価額＝調整前取得価額×１÷分割・併合の比率
　また、当会社が各時点における取得価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、取得価額は、当該下回る価額と同一の価額に調整されるものとする。
　（二）さらに、当会社が合併、会社分割、株式交換、株式移転等（以下「組織再編行為」という。）を行う場合、その他取得価額の調整を必要とする場合には、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で取得価額を調整することができる。
（５）取得請求受付場所
　　当会社の本店
（６）Ａ種普通株式対価取得請求の効力
Ａ種普通株式対価取得請求に係る書類が本項（５）に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生し、効力発生時点において、当会社は、Ｄ種優先株式を取得し、当該取得請求をしたＤ種優先株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべきＡ種普通株式の株主となる。
金銭を対価とする取得請求権
（１）金銭対価取得請求権
Ｄ種優先株主は、Ｄ種優先株式の払込期日から３年が経過した後はいつでも、法令に従い、当会社に対して、本項（２）に定める金銭を対価として、その有するＤ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「Ｄ種金銭対価取得請求」といい、Ｄ種金銭対価取得請求をした日を、以下「Ｄ種金銭対価取得請求日」という。）、当会社は、当該株主取得請求に係るＤ種優先株式を取得するのと引換えに、Ｄ種金銭対価取得請求日における会社法所定の分配可能額を限度として、Ｄ種金銭対価取得請求日において、Ｄ種優先株式１株につき、本項（２）により算出される額の金銭（以下「Ｄ種金銭対価取得請求対価」という。）を、当該Ｄ種優先株主等に支払うものとする。但し、分配可能額を超えてＤ種優先株主からＤ種金銭対価取得請求があった場合、取得すべきＤ種優先株式は金銭対価取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。
（２）金銭対価取得請求対価の額
Ｄ種金銭対価取得請求対価の額は、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、Ｄ種優先残余財産分配金（２）に定める経過Ｄ種優先配当金額相当額を加えた額とする。なお、本項の額を算出する場合は、Ｄ種優先残余財産分配金（２）に定める金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「Ｄ種残余財産分配日」を、「Ｄ種金銭対価取得請求日」と読み替えて、Ｄ種金銭対価取得請求対価の額を計算する。
金銭を対価とする取得条項
（１）金銭を対価とする取得条項
当会社は、Ｄ種優先株式の払込期日から３年が経過した後はいつでも、株主総会の特別決議により、当該株主総会にて定めた日（以下「Ｄ種取得条項取得日」という。）において、法令上可能な範囲で、Ｄ種優先株式１株につき、本項（２）により算出される額の金銭（以下「Ｄ種取得条項取得対価」という。）の交付と引換えに、Ｄ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）が定め、Ｄ種優先株主が同意する合理的な方法により、取得すべきＤ種優先株式を決定する。
（２）Ｄ種取得条項取得対価の額
Ｄ種取得条項取得対価の額は、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に、Ｄ種優先残余財産分配金（２）に定める経過Ｄ種優先配当金額相当額を加えた額とする。なお、本項の額を算出する場合は、Ｄ種優先残余財産分配金（２）

	に定める金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「D種残余財産分配日」を、「D種取得条項取得日」と読み替えて、D種取得条項取得対価の額を計算する。 細則 D種優先配当金、参加D種優先配当金、D種優先残余財産分配金、D種金銭対価取得請求対価、D種取得条項取得対価（以下総称して「D種優先株主交付金」という。）がD種優先株主に交付される場合において、本条に従い算出されるD種優先株式１株当たりのD種優先株主交付金の額に、対象となるD種優先株式の数を乗じて得られる金額を、D種優先株主毎に計算した結果、円位未満の端数が生じるときは、円位未満を四捨五入する。 ６．配当等の順位 （１）D種優先配当金、D種累積未払配当金相当額、C種優先配当金、C種累積未払配当金相当額、B種優先株主又はB種優先登録質権者（以下「B種優先株主等」という。）に対する剰余金の配当及びA種普通株式を有する株主又はA種普通株式の登録株式質権者（以下「A種普通株主等」という。）に対する剰余金の配当の支払い順位は、下記のとおりとする。 第１順位 B種優先株主等に対する剰余金の配当 C種累積未払配当金相当額 C種優先配当金 D種累積未払配当金相当額 D種優先配当金 第２順位 A種普通株主等に対する剰余金の配当 （２）D種優先株式、C種優先株式、B種優先株式、A種普通株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、下記のとおりとする。 第１順位 C種優先株式に係る残余財産の分配 D種優先株式に係る残余財産の分配 第２順位 普通株式 A種普通株式に係る残余財産の分配 B種優先株式に係る残余財産の分配 （３）当会社が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産分の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。 令和　１年　６月　１日変更　　令和　１年　７月１０日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成２８年　３月１８日変更　　平成２８年　４月１５日登記
役員に関する事項	取締役　　佐　藤　正　隆 平成２８年　３月１８日重任 平成２８年　４月１５日登記 令和　４年１０月　４日辞任 令和　４年１０月　４日登記

大阪市西区江戸堀一丁目２２番１７号
リタワークス株式会社

	取締役　中嶋秀樹	平成２５年１１月　１日就任 平成２５年１１月１９日登記
		令和　４年１０月　４日辞任 令和　４年１０月　４日登記
	取締役　平本賢一郎	平成２９年　６月　１日就任 平成２９年　６月２８日登記
		令和　４年１０月　４日辞任 令和　４年１０月　４日登記
	取締役　田島健人	令和　２年　５月　１日就任 令和　２年　５月１８日登記
		令和　３年１０月３１日辞任 令和　３年１１月１９日登記
	取締役　塚本誠	令和　４年１０月　４日就任 令和　４年１０月　４日登記
	取締役　中川雄太	令和　４年１０月　４日就任 令和　４年１０月　４日登記
	取締役　佐藤正隆	令和　４年１０月　４日就任 令和　４年１０月　４日登記
	取締役　中嶋秀樹	令和　４年１０月　４日就任 令和　４年１０月　４日登記

大阪市西区江戸堀一丁目２２番１７号
リタワークス株式会社

	[redacted] 代表取締役　佐　藤　正　隆	平成２８年　３月１８日重任 平成２８年　４月１５日登記
	[redacted] 代表取締役　佐　藤　正　隆	平成２９年　１月３１日住所移転 平成２９年　６月２８日登記
	[redacted] 代表取締役　佐　藤　正　隆	令和　２年　１月２９日住所移転 令和　２年　５月１８日登記
		令和　４年１０月　４日辞任 令和　４年１０月　４日登記
	[redacted] 代表取締役　塚　本　誠	令和　４年１０月　４日就任 令和　４年１０月　４日登記
	[redacted] 代表取締役　中　川　雄　太	令和　４年１０月　４日就任 令和　４年１０月　４日登記
登記記録に関する事項	設立	平成２０年　５月　２日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（大阪法務局管轄）

令和　６年　４月１１日
大阪法務局北出張所
登記官　大　前　篤　央

整理番号　ン９１８７１３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　１１／１１

株主および金融機関向け13期報告会

リタワークス株式会社
2021年7月24日

13期業績報告

前期業績報告

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

（単位：千円）

売上

279,732

粗利

225,891

税引前純利益

30,254

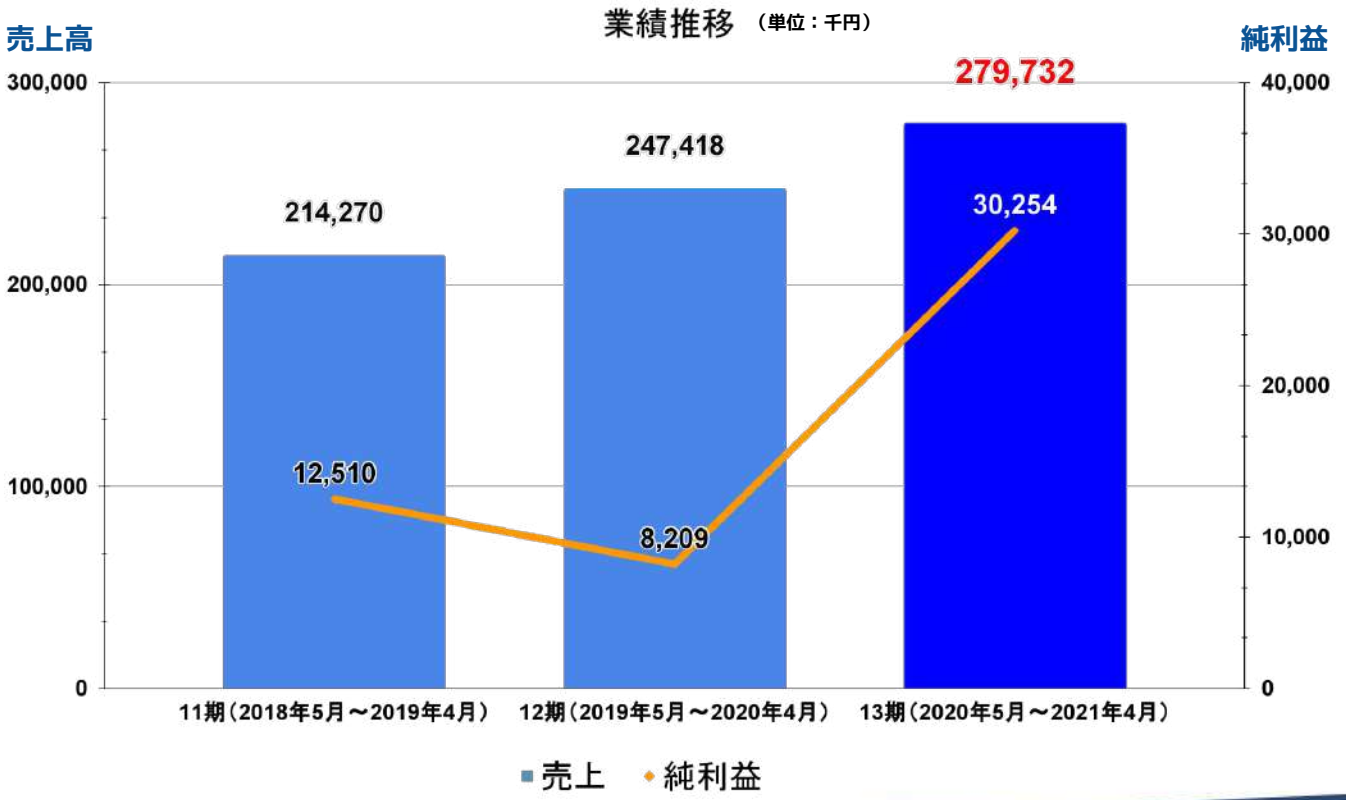

セクション別業績報告

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

病院部門

売上	118,185
（mirahos売上）	80,671
（medigle売上）	2,955
（Webider売上）	27,886
（その他売上）	6,673
人件費・販管費	91,325
営業利益	12,633

（単位：千円）

NPO部門

売上	93,885
（nuweb売上）	46,242
（SB支援売上）	36,443
（Webider売上）	2,554
（その他売上）	8,646
人件費・販管費	68,241
営業利益	25,644

（単位：千円）

前期業績報告

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

総収入

279,732,094円(税込)
前期:245,223,132円(税込)

成長率:114.0%

粗利益

225,891,852円(税込)
前期:188,004,745円(税込)

粗利率:120.1%

経常利益

30,254,225円
前期:8,209,699円

粗利率:368%

社員数

45名
前期:29名

増加率:155%

業績賞与

5,267,781円
1人あたり:**169,928円**

前期:2,400,000円/100,000円

株主配当

1,922,867円
前期:1,273,456円

1株あたり:10,120円

事業計画

mirahos(ミラホス）

ミッション

mirahos
総合病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

病院と共に、地域の医療を支える

病院は、地域の健康と安全をまもるために、
日々医療の最前線で尽力されています。
しかし提供できる医療、緊急性を要する情報、
病院の魅力や特長などがホームページで
適切に表現されていないことが課題です。

私たちは創業以来、
病院で働く人の想いに寄り添い、
患者さんが最善の医療を受けられる情報を
より早く正確に伝える為の病院ホームページ、
病院の魅力や、現場の声、人柄を伝える
採用ホームページを提供してきました。

それが患者さん、そのご家族、病院で働く人に、
適切な情報を伝える一番の手段だからです。
私たちは「地域の医療を支える病院」のパートナーとして
「誰もが安心して暮らせることができる未来」
を実現します。

サービス概要

mirahos
病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

●ホームページ制作・運用サービス「mirahos（ミラホス）」

企画から運用サポートまで、病院ホームページに必要な要素が一つになった病院専門の制作パッケージ
mirahosを通じて、集患に繋げる広報強化と人材紹介に頼らない採用強化を実現します

【主な成功事例】

・ドクターインタビューや病名、症状に関する医療コラムを定期的に発信し、新規患者掘り起こしによる来院数15%アップ
・毎月アクセス解析分析ミーティングを重ねながら、求職者に院内の雰囲気や働く人にスポットを当てたコンテンツ発信で採用コスト50%削減

【主なターゲット】

厚生労働省発表の「医療施設動態調査」に掲載されている「病院」施設、約8300病院がターゲットであり、その中でも200床（ベット数）以上の地域の中核病院、約2500ほどの病院がメインターゲット。特に国立（国立病院機構、国立大学法人、JCHOなど）や公的医療機関（都道府県、市区町村、地方独立行政法人など）の割合は重点的に増やしたい。
（※病院と診療所の違いはベッド（病床）の数です。病床が 20床未満であれば診療所、20床以上であれば病院）

【プラン】

基本プランは全部で6プランです。メインは①と②の病院と採用ホームページ制作プランで制作の約7割を占めます。

①病院ホームページ制作プラン　②採用ホームページ制作プラン（研修医や看護師の採用）　③医局/教室ホームページ制作プラン（大学病院）
④関連ホームページ制作プラン（医療法人に紐づく施設）　⑤ドクターインタビュープラン　⑥動画制作プラン

サービス概要

mirahos
病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

契約法人エリア

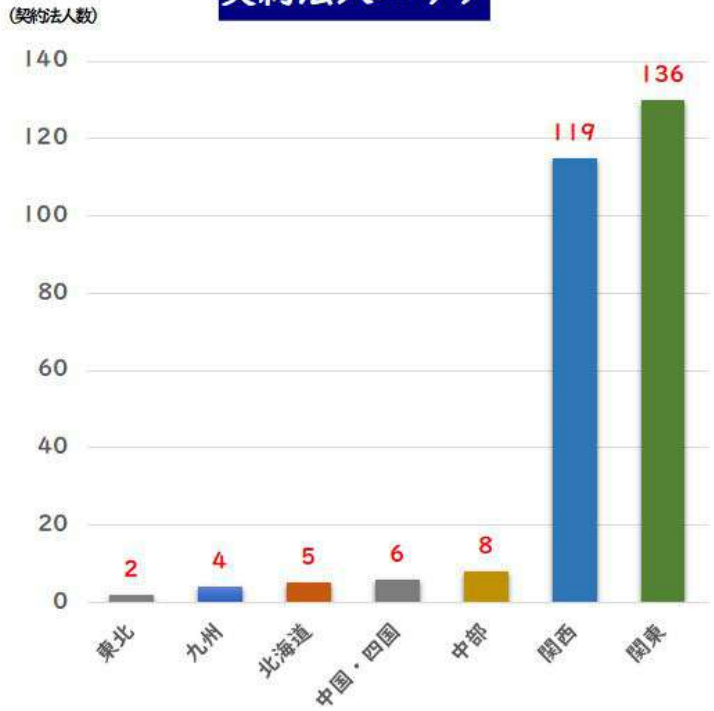

取引先の約9割を関西・関東で占めています
（関西42%、関東48%）

契約法人の病床数

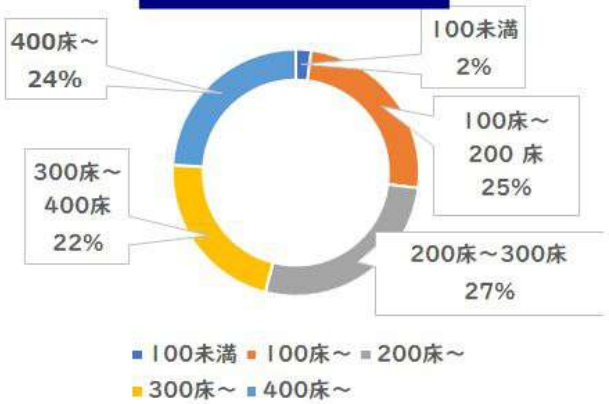

契約法人の制作種別

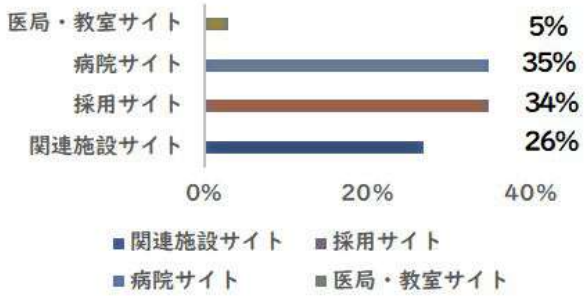

メンバー

mirahos
病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

mirahos
計12名体制

- セールス部門 — 4名
- ディレクター部門 — 2名
- デザイナー部門 — 6名

藪根
（メインディレクター）

河村
（カスタマー/既存開拓）

木下
（カスタマー/既存開拓）

岩下
（新規営業/開拓）

山本
（メインディレクター）

塚本
（新規営業/開拓）

13期業績ハイライト

mirahos
病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

●mirahos売上実績

	売上実績	粗利実績	売上前年比
病院案件 売上	84,833,470	75,878,654	114%
中嶋	21,984,050	19,829,694	120%
塚本	33,788,150	31,078,839	123%
岩下	27,950,270	23,946,591	96%
河村	1,111,000	1,023,530	前期なし

- Topics -

・前期より受注平均単価が増加　（12期）904,302円　⇒　（13期）1,436,197円
※月額平均単価も15,450円から19,198円まで増加
・受注した約6割以上がフルオーダー案件（上位プラン）。また300床（地域の中核病院）以上の病院サイト案件が１７件獲得

13期業績ハイライト

mirahos
病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

●mirahos契約実績

46件（病院20件・関連13件・採用8件・医局/教室5件） 累計270件

サマリー	契約数	セミ	フル	CMSのみ	売上合計	平均単価	月額合計	月額平均
中嶋	15	8	7	0	15,670,050	1,044,670	188,000	12,533
塚本	20	6	13	1	26,811,950	1,340,597	367,000	18,350
岩下	11	2	9	0	23,583,070	2,143,915	328,000	29,818
合計	**46**	**16**	**29**	**1**	**66,065,070**	**1,436,197**	**883,000**	**19,196**

- 契約 -

・東京歯科大学市川総合病院　形成外科　・順天堂大学医学部附属順天堂医院 循環器内科学講座　・東京慈恵会医科大学附属第三病院整形外科
・KKR呉共済病院　・KKR高松病院　・独立行政法人労働者健康安全機構関東労災病院　・独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院
・兵庫県立姫路循環器病センター　・公立甲賀病院　・京都桂病院　・川崎市立多摩病院　・社会医療法人愛仁会 高槻病院
・国立循環器病研究センター　・大阪母子医療センター　・慶應義塾大学病院　脳神経外科学教室　・昭和大学藤が丘病院_整形外科　など

13期業績ハイライト

mirahos
病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

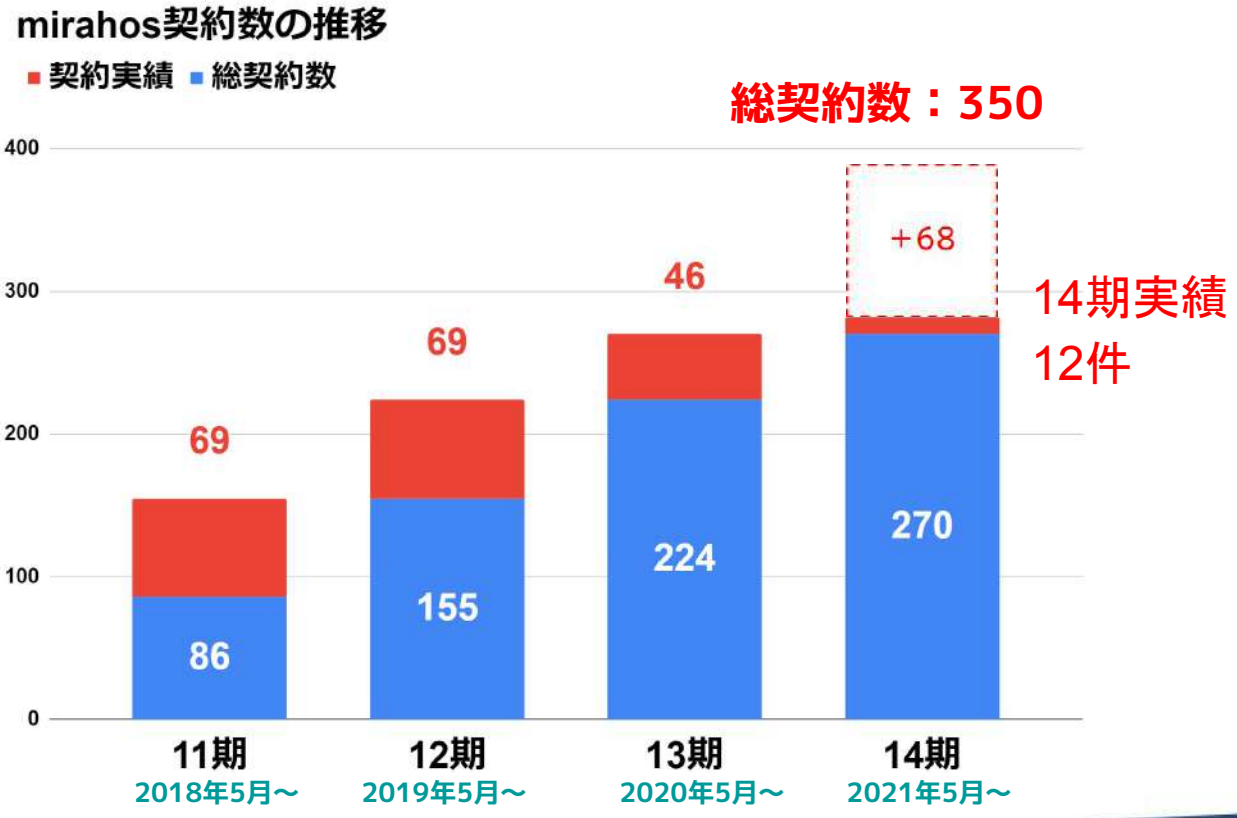

13期業績ハイライト

mirahos
病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

振り返り

✓初期費用、月額利用料ともに平均単価を前期よりアップできた。

✓今までの制作実績を踏まえて病院側から公募（プロポーザル形式）参加依頼が増え、また専門性を活かした提案によりプレゼンで他社に負けることがなくなった。（勝率8割）

✓前期までは400床以上の大規模病院サイト制作は年に1件～2件だったが、13期は年間で14病院受注できた。来期以降に良い制作実績の事例としてアピールができる。

来期に向けて

✓関わるメンバーによってホームページ品質や納品スケジュールにバラつきが出てしまった。来期は誰が取り組んでも品質・スケジュールに差が出ないような制作フローと仕組みの改善を行う。

✓よりホームページを軸とした広報強化の提案を行う為に、来期はホームページ制作だけではなく、病院にとって必要な新規サービスで売上を作り、新しい売上構造を構築する。

✓3年後を見据えた組織体制強化を実行していく。具体的にはディレクター/カスタマーサービスの人員を13期の2倍にする採用活動および社員教育強化で、より病院専門のプロフェッショナル集団へ。

制作実績

mirahos
病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

●横浜市立市民病院
（神奈川県横浜市）

病床数：650床
公開日：2020年5月1日

横浜市が運営する公的医療機関。慶應義塾大学医学部の関連医療機関として慶應とは強い結びつきがある病院。
2019年の公募型プロポーザル方式で受注。横浜市は大規模病院が多いですが、その中でも特に高度医療・スタッフが充実しています。

2020年の新病院移転では横浜市の三ツ沢公園と隣接し、パークホスピタルをコンセプトに自然と病院が融合する地域住民のための病院として役割を果たしています。

また三ツ沢公園の敷地を活かして災害時にはヘリコプターの着地場所や住民の避難場所として運営、外部から完全遮断されても7日間自立可能な施設です。

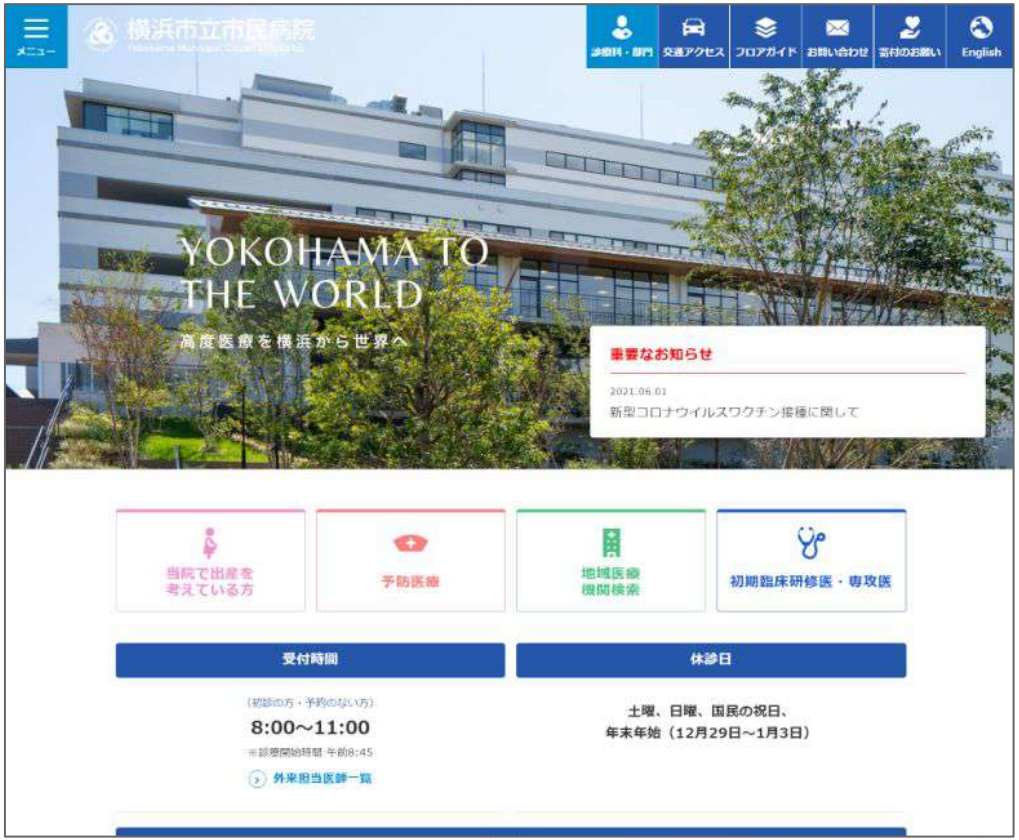

制作実績

mirahos
病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

●関東労災病院
（横浜市川崎市）

病床数：610床
公開日：2021年3月26日

独立行政法人労働者健康安全機構（国）が運営する医療機関。2020年の公募型プロポーザル方式で受注。川崎市中部地区の中核病院として24時間救急医療を実践し、地域医療連携にも力を注いでいる高度医療、二次救急を重視した急性期型の総合病院。

特にスポーツ整形外科は有名で、昭和35年に日本で初めて関東労災病院にスポーツ整形外科が設立されました。以降数々の実績を重ね、プロスポーツ選手を始め、著名なオリンピック選手まで、数多くの早期スポーツ復帰を支えています。

制作実績

mirahos
病院専門ホームページ制作・運用サービス

利他の想いと行動で、世界をより良くする
RITAWORKS

●順天堂大学医学部附属順天堂医院 循環器内科学講座（東京都文京区）

病床数：1036床
公開日：2021年3月

順天堂医院診療科の一つである循環器内科の特設ホームページ制作をしました。順天堂医院循環器内科では、プロフェッショナル集団として最近の知見に基づき、世界最高水準の医療の提供をすることはもちろんのこと、日本の循環器内科の未来を担う世界レベルの人材育成にあたっていらっしゃいます。

本制作では多数の医師にインタビューを行い、取り組んでいる診療内容や研究内容について、先生方の想いと循環器内科チームが目指す未来について語っていただいたコンテンツが特徴的です。

事業計画

nuweb(ニューウェブ)

ミッション

社会課題解決をともにデザインする

nuwebは非営利活動法人とともに社会課題解決を目指すパートナーとして、
非営利活動法人の想いが支援者さまに届くように言葉を創り、想いを届け、
共感が集まるようにデザインを使ってサポートをしていきます。

サービス概要

ホームページ制作・運用サービスnuweb（ニューウェブ）

ファンドレイジングに必要なホームページ制作を始めとする"おもいを伝えるデザイン"を通じて非営利団体の活動を支援します

【主なターゲット】

全国約50,000のNPO法人、約9,700の公益法人などの社会課題に取り組む非営利の団体がターゲットです。その中でも昨年からは社会福祉協議会に向けての制作・運用プランを用意することで専門性の高い法人へもサービスが提供できる体制を作って注力しています。

【主なニーズ】

・寄付の電子決済を導入しオンラインでの寄付募集をめざしたホームページリニューアルをしたい
・活動の情報をまとめて、見た人が課題を理解しやすく共感が生まれるホームページにしたい

【プラン】

基本プランは全部で3プランです。

①セミオーダー制作プラン
②フルオーダー制作プラン
③トータル支援プラン（2020年11月開始）

13期業績ハイライト

⚫売上実績（NPO案件のみの実績）

	売上実績	前年比
荒木	34,328,000	68.9%
諧	22,409,000	-
中川	15,152,000	-
NPO案件 合計	**71,889,000**	**140.67%**

-Topix-

- 営業メンバーの増員により前年比売上実績を大幅にUP
- 社会福祉協議会や公益法人など新たな販売チャネルを開拓
- 上位プランでの成約率が全体の半数以上の57%を締めた
- 2021年11月より「webider NPO」から「nuweb」へブランでリニューアル、新プランリリース

13期業績ハイライト

振り返り

- 売上目標・契約件数ともに達成ができた。
- 社会福祉協議会、公益法人等の新規チャネル開拓がうまくいったので来期に向けての準備ができた。
- NPOのホームページ制作ということで業界内の認知度も向上し、案件においても他車比較の際に選んでいただきやすくなった。

来期に向けて

- 今季からメンバー増員を続けているのでより高品質なサービス提供のためにも制作管理や公開チェックの体制を仕組み化していく。
- SEO対策、広報によるセールス戦略をなかなか整えられていなかったので、戦略的にこれらを実施し問い合わせ件数を増やすことでの目標達成を目指す。

制作実績

公益財団法人　大阪緑のトラスト協会
https://www.ogtrust.jp/

公益社団法人　アジア協会アジア友の会
https://jafs.or.jp/index.html

特定非営利活動法人　関西NGO協議会
https://kansaingo.net/index.html

制作実績

GSG国内諮問委員会
https://impactinvestment.jp/index.html

認定NPO法人e-Education
https://eedu.jp/index.html

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会
https://fukuoka-shakyo.or.jp/index.html

RITAWORKS

株主および金融機関向け14期報告資料

©RITAWORKS, inc

14期業績報告

©RITAWORKS, inc

前期業績報告

RITAWORKS

売上
361,062

粗利
320,496

税引前純利益
41,952

（単位：千円）

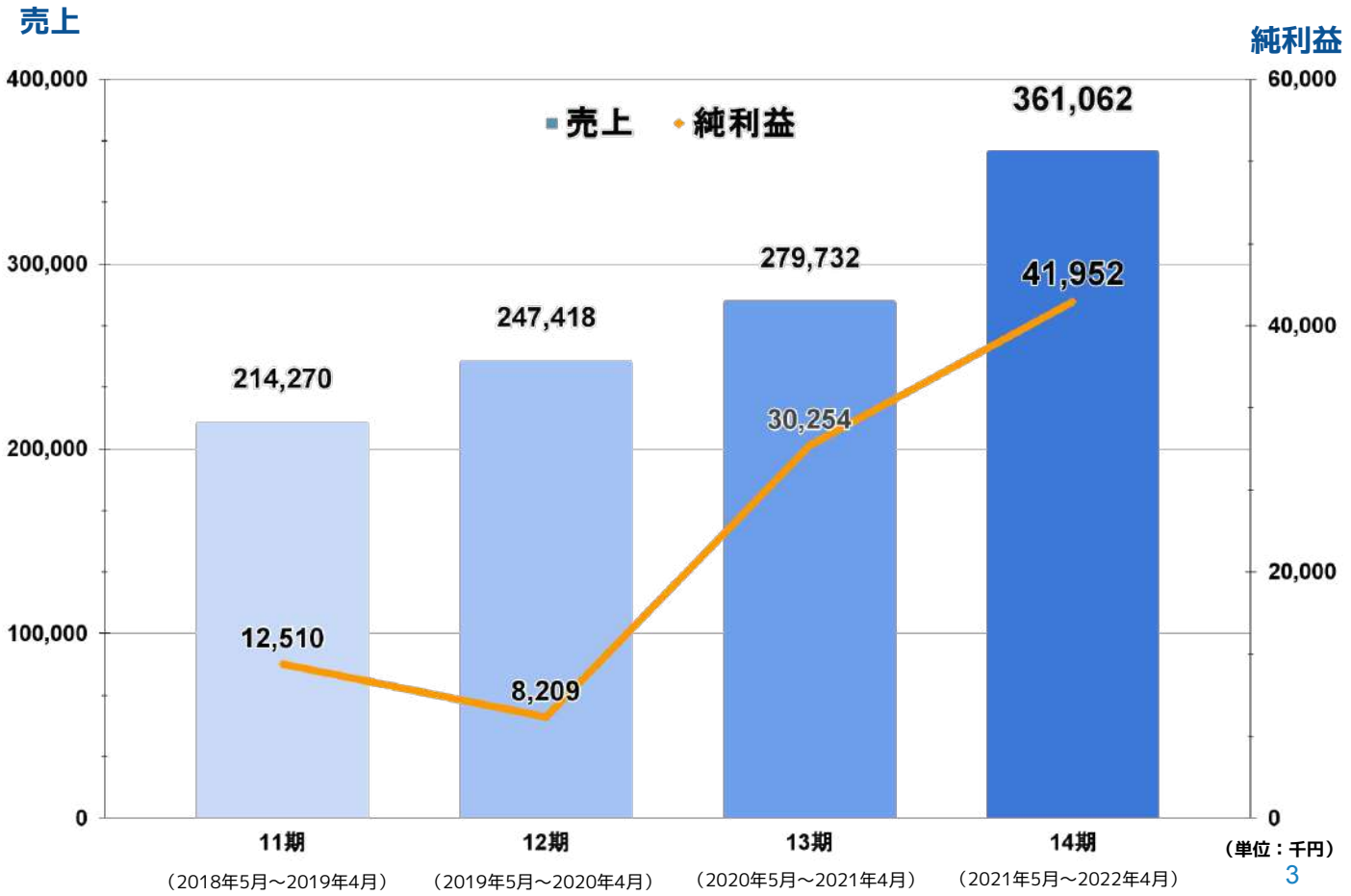

©RITAWORKS, inc

セクション別業績報告

RITAWORKS

病院部門

目標	140,000
売上	186,212
（【病院】mirahos売上）	159,328
（【病院】medigle売上）	7,124
（【一般】Webider売上）	14,015
（その他売上）	5,745
売上達成率	133.0%
人件費・販管費	78,506
営業利益	107,706

NPO部門

目標	81,000
売上	88,975
（【NPO】nuweb売上）	46,918
（【NPO】SB）	33,799
（【一般】Webider売上）	2,319
（その他売上）	5,939
売上達成率	109.8%
人件費・販管費	49,460
営業利益	39,515

（単位：千円）

©

前期業績報告

RITAWORKS

総収入

361,062,270円（税込）
前期：279,732,107円（税込）

成長率：142.0%

粗利益

320,496,943円（税込）
前期：225,891,851円（税込）

粗利率：88.8%

税引前純利益

41,952,090円
前期：30,254,225円

利益率：11.6%

社員数

48名
前期：45名

業績賞与

6,825,000円

前期：5,267,781円

株主配当

2,872,839円
前期：1,922,867円

1株あたり：12,545円
（発行株数 229株）

©RITAWORKS, inc

事業推進部病院チーム
「mirahos」

©RITAWORKS, inc

病院と共に、地域の医療を支える

病院は、地域の健康と安全をまもるために、
日々医療の最前線で尽力されています。
しかし提供できる医療、緊急性を要する情報、
病院の魅力や特長などがホームページで
適切に表現されていないことが課題です。

私たちは創業以来、
病院で働く人の想いに寄り添い、
患者さんが最善の医療を受けられる情報を
より早く正確に伝える為の病院ホームページ、
病院の魅力や、現場の声、人柄を伝える
採用ホームページを提供してきました。

それが患者さん、そのご家族、病院で働く人に、
適切な情報を伝える一番の手段だからです。
私たちは「地域の医療を支える病院」のパートナーとして
「誰もが安心して暮らせることができる未来」
を実現します。

©RITAWORKS, inc

●ホームページ制作・運用サービス「mirahos（ミラホス）」

企画から運用サポートまで、病院ホームページに必要な要素が一つになった病院専門の制作パッケージ
mirahosを通じて、集患に繋げる広報強化と人材紹介に頼らない採用強化を実現します

【主なターゲット】

厚生労働省発表の「医療施設動態調査」に掲載されている「病院」施設、約8300病院がターゲットであり、その中でも国立・公的病院・地域の中核病院、約1626ほどの病院がメインターゲット。特に国立（国立病院機構、国立大学法人、JCHOなど）や公的医療機関（都道府県、市区町村、地方独立行政法人など）のシェアを獲得していく。

（※病院と診療所の違いはベッド（病床）の数です。病床が20床未満であれば診療所、20床以上であれば病院）

【プラン】

基本プランは全部で6プランです。メインは①と②の病院と採用ホームページ制作プランで制作の約7割を占めます。

①病院ホームページ制作プラン　②採用ホームページ制作プラン（研修医や看護師の採用）
③医局/教室ホームページ制作プラン（大学病院）　④関連ホームページ制作プラン（医療法人に紐づく施設）
⑤ドクターインタビュープラン　⑥動画制作プラン

©RITAWORKS, inc

組織図

17名体制
社員：13名
パートナー：4名

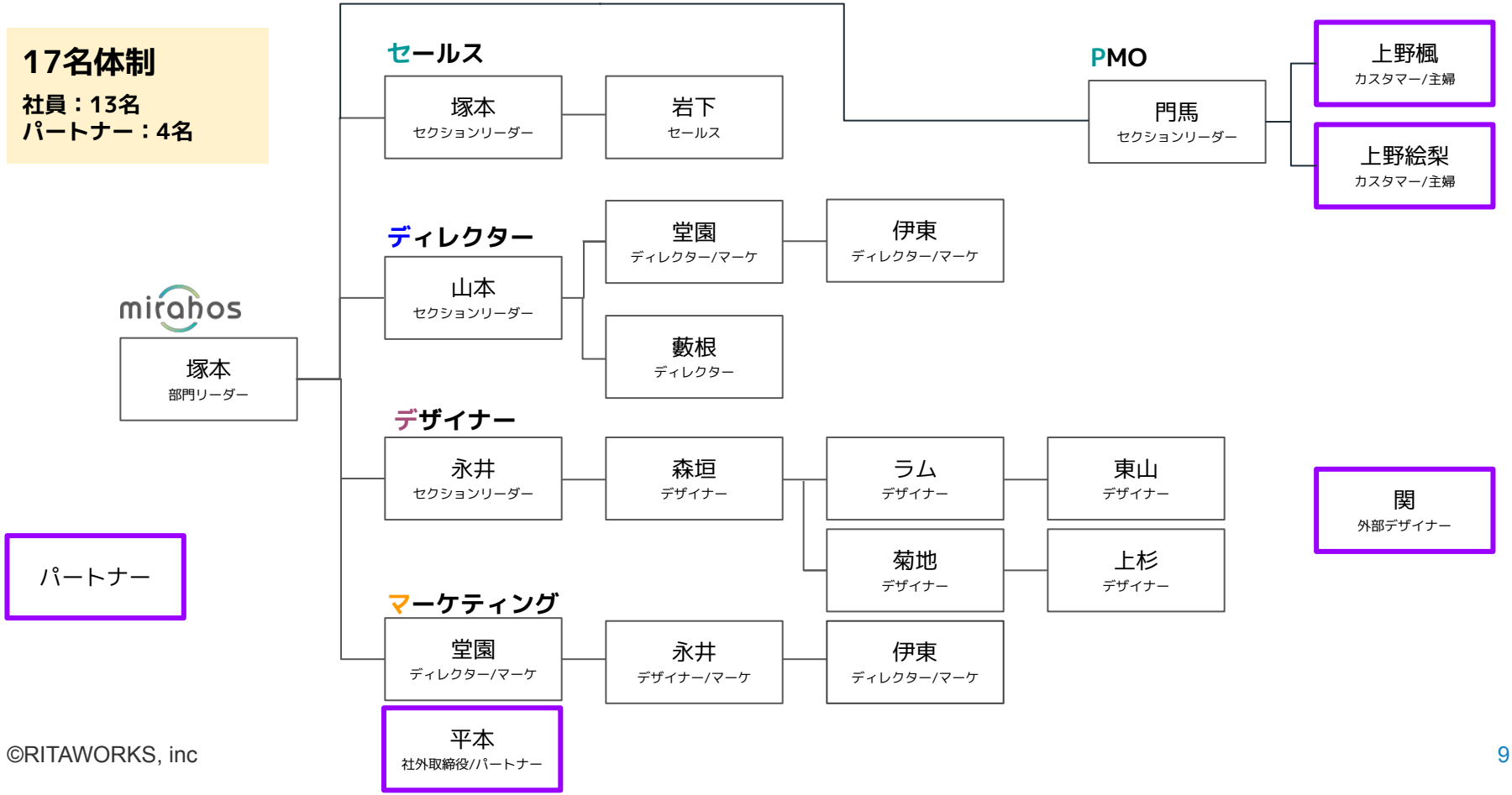

©RITAWORKS, inc

14期業績報告

売上目標	140,000
売上実績	**186,212**
前年比	133%

粗利目標	120,000
粗利実績	**170,740**
前年比	142%

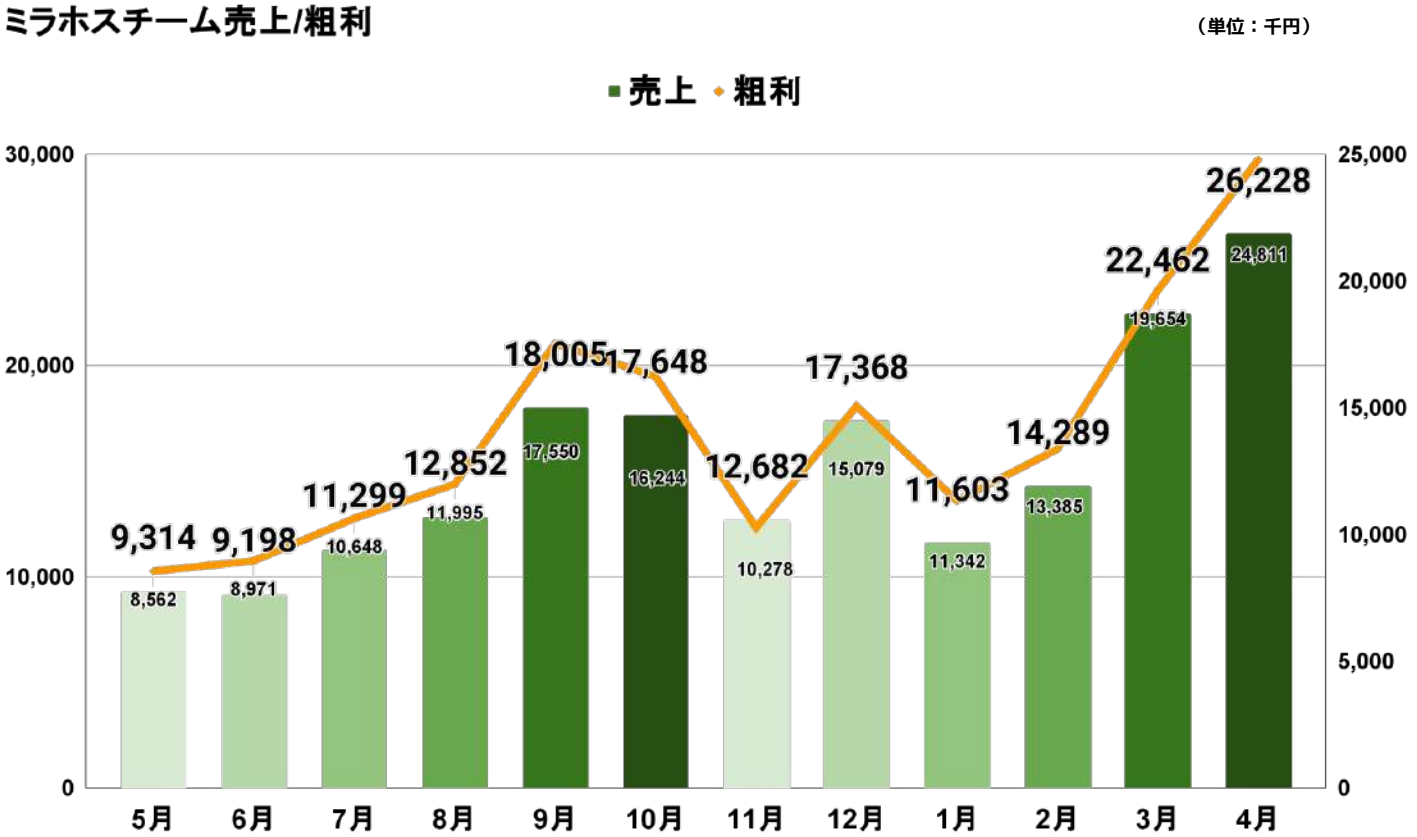

©RITAWORKS, inc

14期業績報告

RITAWORKS

契約数

66件
前期：46件

平均単価

2,186,091円
前期：1,576,399円

平均月額

19,666円
前期：19,196円

総契約数

336件
前期：270件

チャネル

マーケ：45%　紹介：16%
公募　：16%　追客：14%
その他：9%

契約規模

100床～：35%　300床～：26%
400床～：19%　200床～：14%
500床～：6%

※契約の内、病院サイト43件の中での割合

©RITAWORKS, inc

mirahos 14期制作実績

【公的病院】石巻赤十字病院
宮城県石巻市　464床

https://www.ishinomaki.jrc.or.jp

東日本大震災の際、災害拠点として市民の命の砦となった病院。宮城県石巻周辺のほとんどの医療機関が壊滅的な状況になり、診療不能に陥ったこの地域の医療を支えたのが、震災の被害を免れた石巻赤十字病院です。

【民間病院】ヨナハ丘の上病院
三重県桑名市　185床

https://www.yonaha.or.jp

令和3年に合併して誕生したヨナハ丘の上病院のホームページリニューアルを担当しました。出産から救急医療、超高齢期医療、在宅医療まで患者の人生を一貫して支える「人生の地域総合支援」がテーマの桑名市の総合病院です。

【大学病院】　順天堂大学医学部附属
東京都文京区　順天堂医院　循環器内科

https://juntendo-cvbm.com

順天堂大学循環器内科は、それぞれの専門分野で世界的に活躍しているメンバーが、最先端の医療機器を備えた順天堂医院で団結・協力する事で、患者さんへ世界最高水準の医療を提供しています。また未来の医師・医学者の養成にも積極的に取り組んでいます。

©RITAWORKS, inc

事業の3つの強み

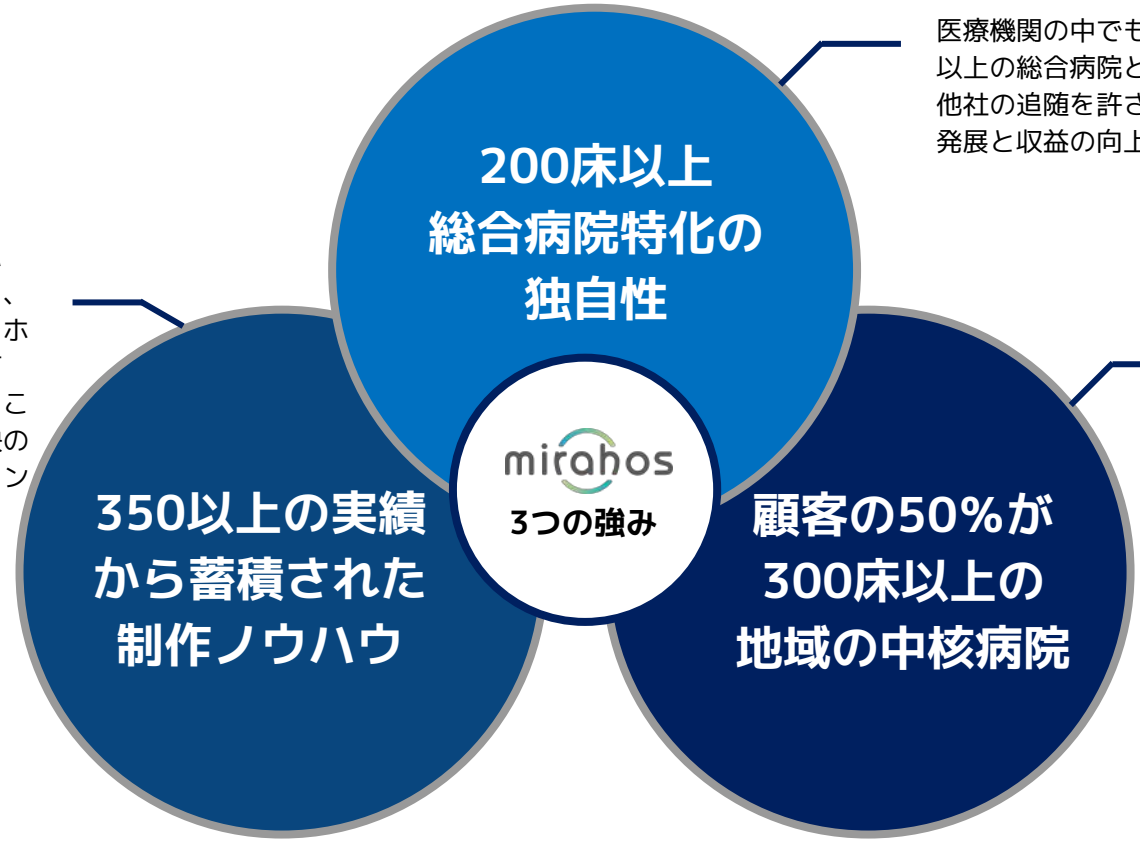

医療機関の中でも、他社が踏み込まない200床以上の総合病院という市場に一点突破を掛け、他社の追随を許さない優位性を獲得し、業界の発展と収益の向上を目指す。

長年蓄積された制作ノウハウ、病院とのネットワーク、スタッフのリソースをミラホスに関わる全ての人と共有し、業界全体に広げていくことで、より大きな課題解決の実現や新しいソリューションを生み出すことを目指す。

全国8300病院の内、メインターゲットとしているのは、全体の2割を占める地域の中核病院1626病院。
ネームバリューがある2割の病院を抑えていくことで、グループ病院・関連病院への営業機会が増え、より多くのシェアを獲得できる。

©RITAWORKS, inc

今期の3つの戦略

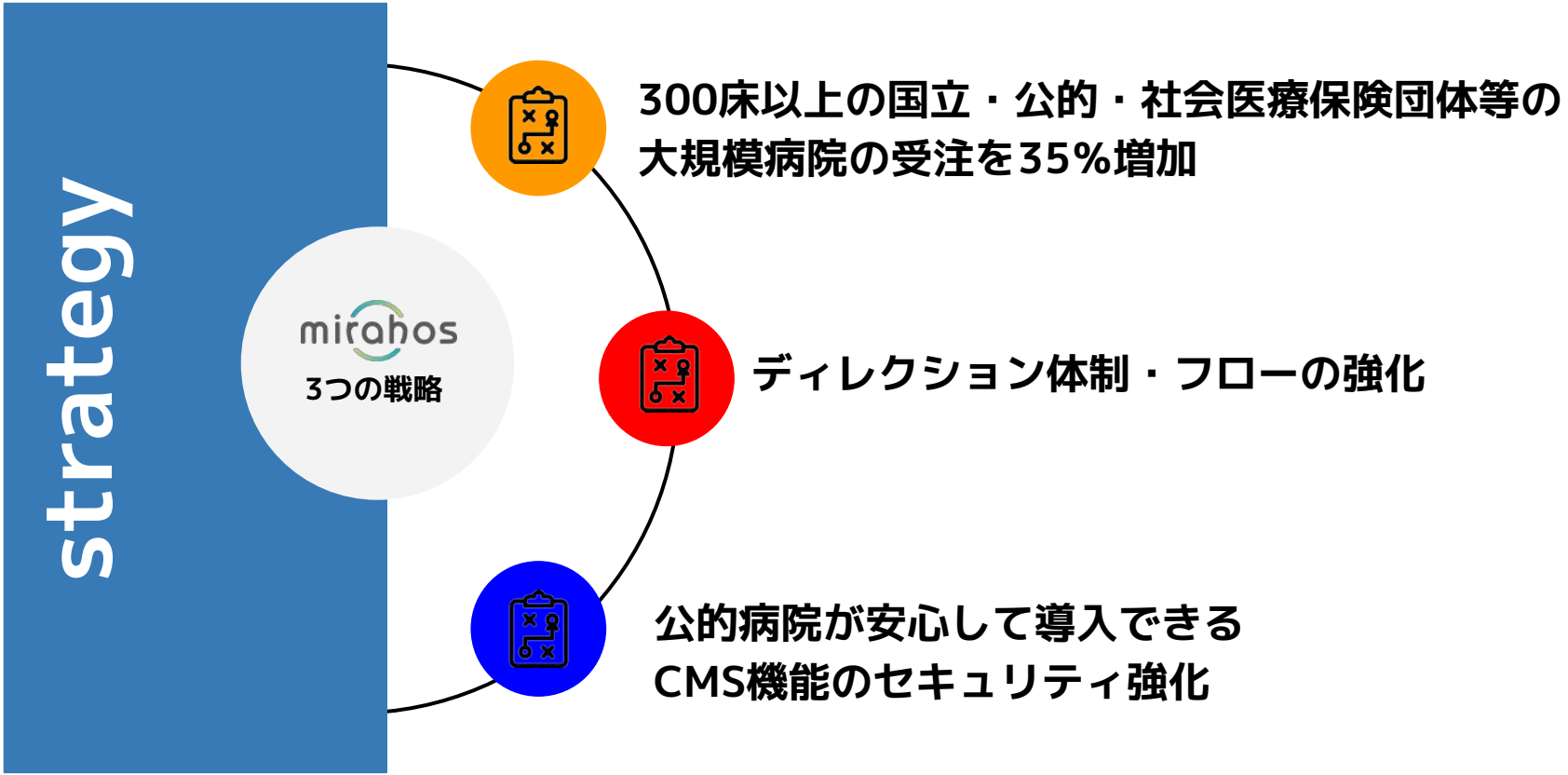

©RITAWORKS, inc

事業推進部NPOチーム
「nuweb」

©RITAWORKS, inc

社会課題解決を
ともにデザインする

nuwebはNPOとともに社会課題解決を目指すパートナーとして、活動の想いが支援者さまに届くように言葉を創り、想いを届け、共感が集まるようにデザインを使ってサポートをしていきます。

©RITAWORKS, inc

NPO専門のホームページ制作運用サービスnuweb（ニューウェブ）

主なターゲット

社会課題解決に取り組む全国約50,000のNPO法人、約9,700の公益法人などの非営利組織がターゲットです。
14期は設立直後の団体から、国内で最も歴史のあるボランティア団体まで幅広い団体の制作をご依頼いただきました。

主なニーズ

・法人設立5年や10年などの節目に、WEBサイトリニューアルを通じてリブランディングを行いたい
・活動に対して理解、共感を増やせるようなホームページ制作を実現してほしい
・ホームページを通じての寄付募集を強化したい

プラン

基本プランは全部で2プランです。
① フルオーダープラン
② セミオーダープラン

その他のパンフレット制作や、ビジョン・ミッション策定ワークショップなどもオプションとして実施しています。

©RITAWORKS, inc

組織図

RITAWORKS

22年新卒

congrantメンバー

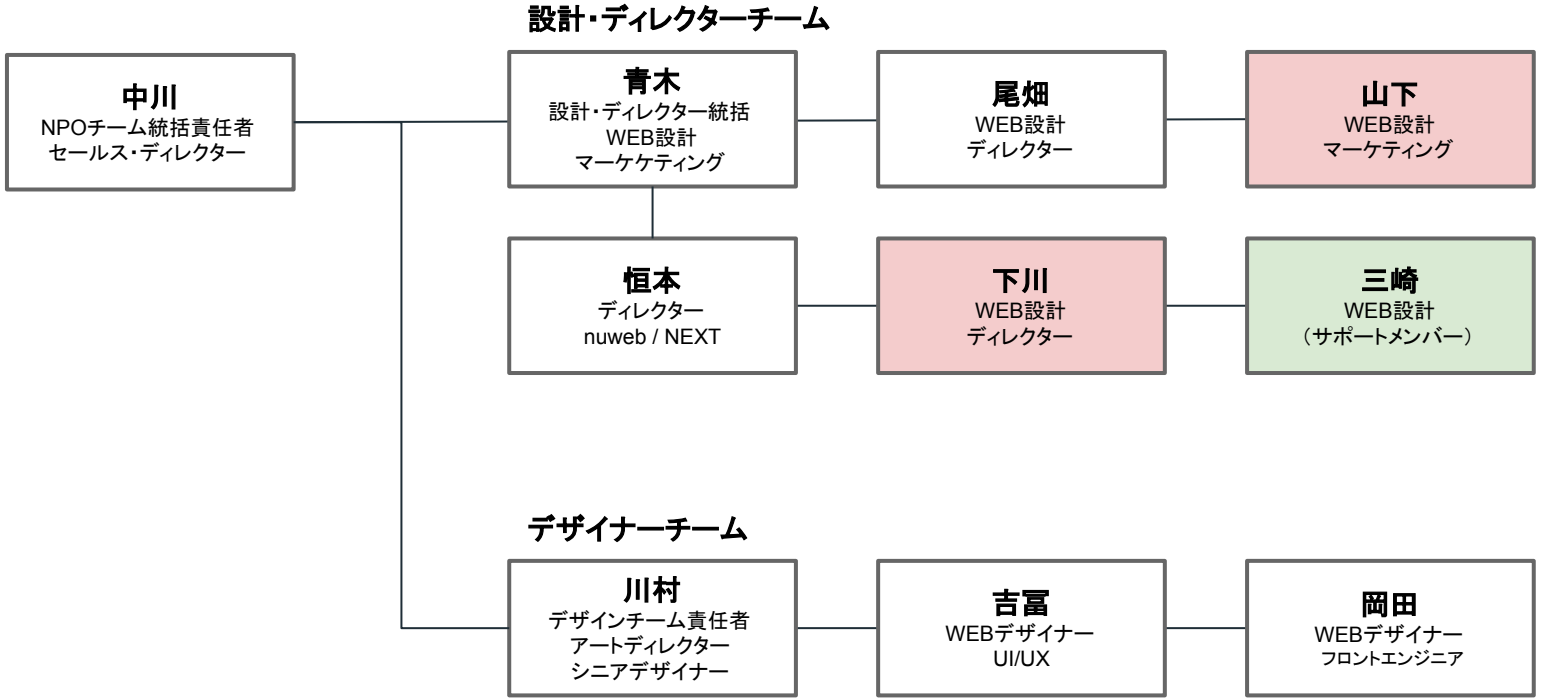

©RITAWORKS, inc

nuweb14期売上実績（NPO全体）

項目	1Q	2Q	3Q	4Q	累計
nuweb 初期費用	9,718,500	10,534,150	4,001,800	13,294,600	37,548,050
nuweb その他	1,492,700	2,278,100	2,480,500	3,118,500	9,369,800
SB支援	4,953,300	12,137,000	2,050,000	14,658,600	33,798,900
その他	2,993,635	3,251,800	920,700	1,092,476	8,258,611

売上目標｜81,000,000 円

売上実績｜88,975,361 円（109.8%）

©RITAWORKS, inc

nuweb 14期契約実績

	5月	6月	7月	1Q	8月	9月	10月	2Q	上半期
目標	5	5	5	15	5	5	5	15	30
実績	4	5	4	13	0	1	4	5	18
達成率	80%	100%	80%	87%	0%	20%	80%	33%	60%

11月	12月	1月	3Q	2月	3月	4月	4Q	下半期	合計
5	6	6	17	6	6	6	18	35	65
2	4	2	8	3	5	4	12	20	38
40%	67%	33%	47%	50%	83%	67%	67%	57%	58.4%

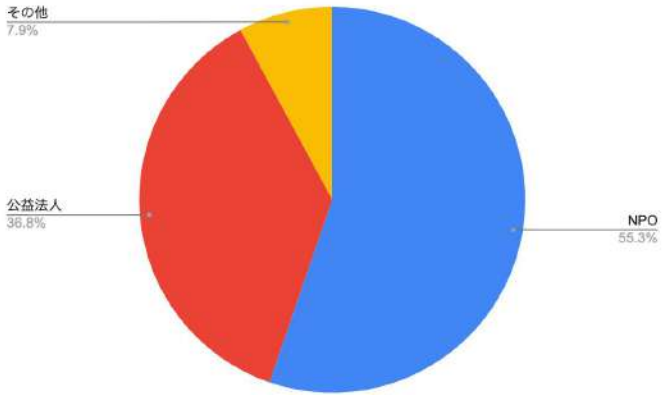

13期		
	NPO法人　18件	社会福祉法人　4件
	公益法人　16件	

▶

14期		
	NPO法人　21件	その他　3件
	公益法人　14件	

©RITAWORKS, inc

CivicForce（Japan）
JAFS　アジアユースサミット
子ども支援協会　公式サイト　NPO
子ども支援協会　里親ガイドブック　NPO
東京コミュニティー財団　公益
JCIE　公益
アンリーシュ　NPO
UNITED SPORT FOUNDATION　公益
大阪ボランティア協会　公益
資生堂社会福祉事業財団　公益
国際開発救援財団　公益
日本こども育成協議会　公益
つなげる　NPO

ピースオブシリア
Targeted Individuals Japan　NPO
児童虐待防止協会　NPO
こどもセンターぬっく　NPO
スポーツコーチングイニシアチブ　NPO
大阪市児童福祉施設連盟　公益
演劇倶楽部『座』　NPO
ちばのWA地域づくり基金　公益
明日へのチカラ　公益
ふうせんの会　NPO
RAC　NPO
須磨ユニバーサルビーチプロジェクト　NPO

共生会　ほほえみの里
大阪ボランティア協会　公益
WELgee　NPO
み・らいず2　ソーシャルカレッジ　NPO
遺贈寄付推進機構
SIIF（フィランソロピックアドバイザリー ）　公益
すみれ学級　公益
自然大陸　NPO
School Voice Project　NPO
地域教育ネットワーク　NPO　セミナー
フードラボ　NPO
どうぶつ基金　公益
日本国際ボランティアセンター　NPO

平均単価（初期費用）｜**1,307,514円**

nuweb契約計 38 件

©RITAWORKS, inc

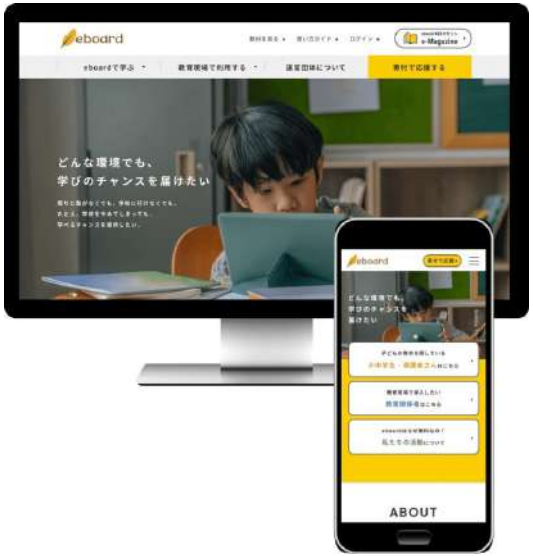

NPO法人 eboard

URL：https://info.eboard.jp/

社会福祉法人 大阪ボランティア協会

URL：https://osakavol.org/

NPO法人 WELgee

URL：https://welgee.jp/

©RITAWORKS, inc

NPO業界で唯一のWEBサイト制作・運用サービス

①NPO専門で唯一WEBサイト制作を専門チームで制作

nuwebはNPO業界で唯一専門チームでのホームページ制作・運用サービスを提供しています。個人や小規模事業者との違いは、多くの案件を手がけられるので、ノウハウの蓄積や横展開のスピードが早いので、制作品質を日々向上することができます。

②NPO専門のCMS独自開発で業界のための機能が充実

日々NPOの方々からの声を受け、業界ならではのニーズに応えた機能開発を行っています。
ITスキルが無く、時間も無いNPOの方が簡単に更新できる環境を提供することで、更新性の高いWEBサイトを実現し、ユーザーからも多く支持されています。

③中間支援組織との連携

中間支援組織との連携により、ファンドレイジングの潮流や寄付者獲得のためのノウハウを相互に共有することで、NPOの課題解決に効果を発揮するWEBサイト制作が実現できています。
また、中間支援組織の先へのサービス告知によるリード獲得も増加しています。

©RITAWORKS, inc

RITAWORKS
人が重なり力となる

株主および金融機関向け 15期報告会

リタワークス株式会社　2023年8月17日（木）10:00~12:00

RITAWORKS
人が重なり力となる

リタワークスの経営について

15周年イベントの開催（2023年5月）

RITAWORKS
人が重なり力となる

- 15周年を機に、各地の社員も集まって記念イベントを開催しました
- 7年前は女性社員が1名でしたが、女性比率は50%程度まで向上
- リタワークスの哲学を表現したブランドメッセージを発表

働くを再定義「人が重なり力となる」

RITAWORKS

人が重なり力となる

「働く」とはなにか。
それは「人」が「重」なり
やがて「力」となること。

私たちは利他の心を重ねる。
人のため、世界のため、
何かしたい人が集まると、
大きな力が生まれる。

そして、
新たな可能性が広がり、
やがて社会を変える。

経営理念

RITAWORKS
人が重なり力となる

利他の想いと行動で、世界をより良くする

リタワークスは世界をより良くする仲間を増やす。
リタワークスという組織が健全に拡大していくことは
世界をより良くすることにつながります。

経営方針

RITAWORKS
人が重なり力となる

利他の想いと行動で、世界をより良くする

理念を中心に据えた経営

社会的事業と社会的投資の経営

長期的に価値を生み出す経営

ビジョン2030

RITAWORKS
人が重なり力となる

リタワークスグループ
1,000人の働く仲間創出
30年新卒100名採用

ソーシャルビジネスで
数多くの挑戦と起業
経営者育成の実現

「人が重なり力となる」
を体現した経営で
働く意義を伝播

就労包摂 ＋ 社会課題解決 = 社会的インパクトの拡大

事業計画
（事業推進部病院チーム）

ミッション

RITAWORKS
人が重なり力となる

mirahos 病院経営にミラホス

総合病院と働く人にとって良いサービスを
提供し、病院経営に必要不可欠な存在になる

【主なターゲット】

厚生労働省発表の「医療施設動態調査」に掲載されている「病院」施設、約8,000病院がターゲットであり、その中でも国立・公的病院・地域の中核病院、約1,626ほどの病院がメインターゲット。

mirahos 病院経営にミラホス

現事業

mirahos 制作部

200床以上の総合病院専門
制作・運用パッケージ

新規事業

mirahos 情報システム部

情シス担当者のセキュリティ
強化・教育・運用クラウド

準備中

mirahos 広報部

LINEを活用した病院広報・
DXツールの提供

なぜ総合病院に特化しているか

RITAWORKS
人が重なり力となる

国の病院数が約8,000、中核病院2,500が主なターゲット。それらの病院を取り組むことでノウハウを蓄積でき、包括的なニーズにも応えられる

地域を担う病院をより良くする事が地域住民へ迅速で正しい情報提供に繋がる（例：救急医療、災害医療、小児医療、高度・先進医療などを提供）

mirahosの特徴と社会性

- 総合病院のホームページ制作実績数
- ノウハウを活かした企画提案
- 病院専門CMSの開発、提供（※1）

医療機関の中でも、200床以上の総合病院という市場に一点突破を掛け、他社にはない優位性を獲得してきた結果、持続的な売上・利益に繋がっている

聖マリアンナ医科大学病院

横浜市立市民病院

石巻赤十字病院

奈良県立医科大学附属病院

（※1）
コンテンツ・マネジメント・システムの略でプログラミングの知識がない人でも容易にウェブコンテンツを管理することができるシステム

mirahos

ミラホスが果たす社会性

- 地域市民・患者への迅速で正しい情報提供
- 就労支援を組み込んだサポート体制の構築
- 看護師のキャリア支援を通じた医療サービスの質向上

15期制作実績

RITAWORKS
人が重なり力となる

練馬光が丘病院

・東京都練馬区　457床
・公募型プロポーザルで受注
・2022年10月公開

https://hikarigaoka-jadecom.jp

滋賀県医師キャリアサポートセンター

・滋賀県大津市　病床なし
・マーケ経由で受注
・2023年3月公開

https://shiga-ishicsc.jp

日本大学歯学部付属歯科病院

・東京都千代田区　457床
・公募型プロポーザルで受注
・2023年4月公開

https://dentalhospital-nusd.jp

HOSPITAL PR AWARD 病院広報アワード 2023
広報がつなぐ、これからの地域医療

病院広報アワード2023
ホームページ部門デザイン賞受賞

15期業績

RITAWORKS
人が重なり力となる

15期売上推移

（単位：千円）

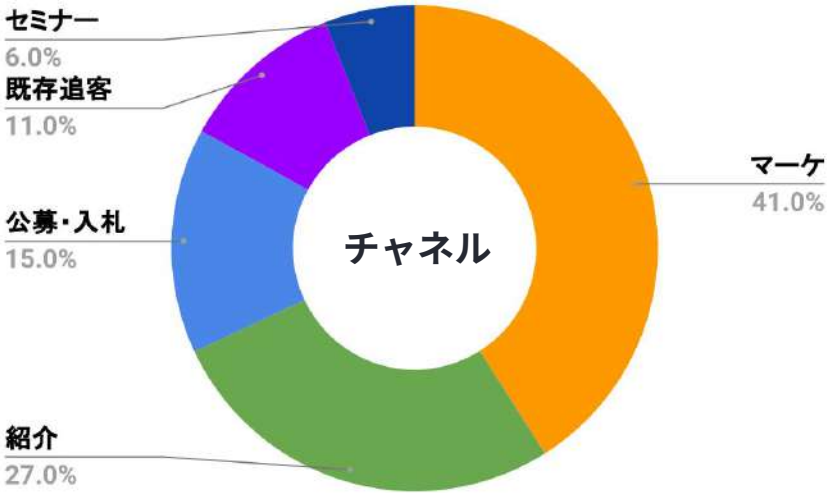

売上　¥198,433,442

目標：21,000万　達成率：94%
粗利率：89%　前年比：110%
平均単価：¥2,588,457

契約数　50件

目標：65件
14期（前々期）：74件

CMS総契約数　386件

全国28都道府県に導入
14期（前々期）：336件スタート

RITAWORKS
人が重なり力となる

事業計画
（事業推進部NPOチーム）

nuwebのミッション

RITAWORKS
人が重なり力となる

nuweb

ロゴマークのコンセプト

NPOに特化したサービスでスタッフが寄り添い、サポートすることで活動をアップデートしていく。そんな「きずな」を表しています。

NPOの活動をアップデートするための事業

RITAWORKS
人が重なり力となる

NPO専門のホームページ制作・運用サービス

NPOと社会をつなぐ「伝わる」デザイン制作	継続的な運用を支えるCMSとサポートデスク

コンセプト提案 → 設計・ライティング → デザイン・制作 → 公開・運用

NPOの表現力強化を伴走支援

- 目標や戦略を整理・見える化
- 思いや活動を伝わる言語デザイン
- デザインで活動を簡単に表現

情報発信のサポート

- 簡単操作のCMSと安心のサポート体制

nuwebの特徴と社会性

RITAWORKS
人が重なり力となる

特徴

業界トップの制作実績

日々、多くのNPOから課題やファンドレイジングについて学び、その知見を次の制作へ活かしている。

専門性の高い制作チーム

ファンドレイザー有資格者やNPOでの活動経験者による専門性の高い制作サービスを実現。

オリジナルCMS

専任スタッフがいないNPOでも簡単に運用できるCMSにより、制作後の更新性が高いサイトを実現。

nuweb

社会性

業界に貢献する人財の雇用創出

業界の力になるために力を発揮する場として、将来の担い手となる人財の雇用を生み出している。

制作を通じたNPOの事業整理

制作を通じて事業を整理し、見せ方を提案することで、NPOが事業を見直すきっかけづくりを行っている。

NPOの情報をつなぐ役割

忙しいNPOのスタッフが知り得ない、他の NPOや業界の情報をnuwebがつなぐ役割を担っている。

15期制作事例（一部抜粋）

RITAWORKS
人が重なり力となる

社会起業家を支援するプラットフォーム

社会起業イニシアチブby　NPO法人 ETIC.

URL：https://kigyojuku.etic.or.jp/

国内最大規模のNGO中間支援組織

特定非営利活動法人（認定NPO法人）
ジャパン・プラットフォーム

URL：https://www.japanplatform.org/

nuweb初の投稿型サイト

ワンニャン写真・動画コンテスト
by　公益財団法人どうぶつ基金

URL：https://contest.doubutukikin.or.jp/2023

15期業績

RITAWORKS
人が重なり力となる

15期売上推移

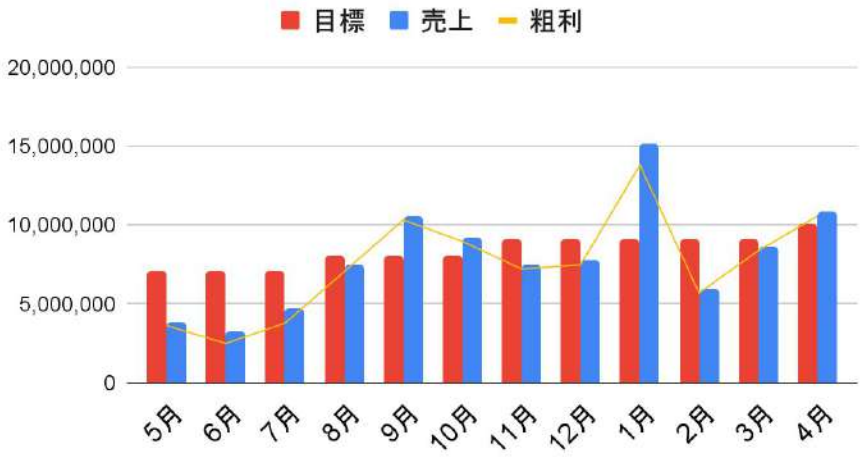

経路内訳

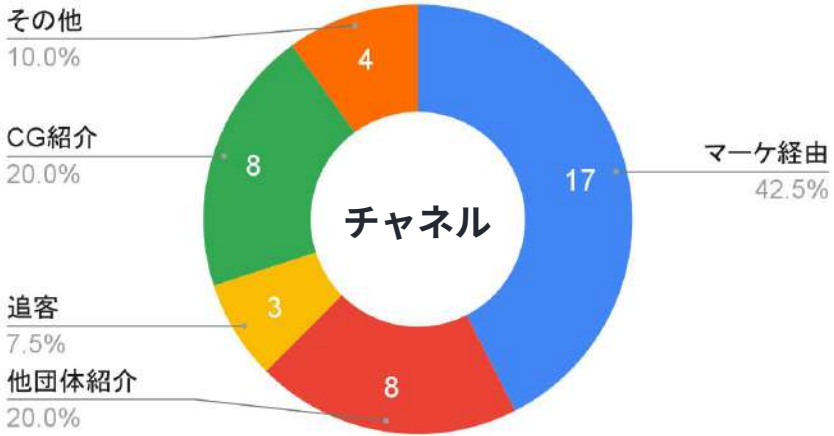

売上　￥93,514,511

目標：9,800万　達成率：96%
粗利率：96%　前年比：105%
平均単価：¥1,288,489

制作数　40件

累計制作数160件突破
※うちCMS契約は35件

CMS総契約数　136件

14期：114件（+22件）
※2023年4月時点の請求発生数